

旧稻築地区公民館解体撤去工事

[illegible][illegible]

[illegible]

7
アスベスト含有吹付け材の除去工事

② 施工計画

③ 安全衛生管理

④ 除去処理工事

⑤ 報告書は、(※5 ・ 部)作成し監督職員に提出する。
⑥ 測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。
表 9. 1. 9 測定点の取り方

測定時期	重要度	測定場所	測定点数 (各処理作業室ごと)	備考
処理作業前	△	処理作業室内	2又は3点	
	△	施工区周囲辺又は敷地境界	2点	
	△	処理作業室内	2点	
処理作業中	◎	セキュリティゾーン入口	1点	空気の流れを確認
	◎	負圧・除じん装置の排出口 (処理作業室外の場合)	1点	除じん装置の性能確認
	○	施工区周囲辺又は敷地境界	4方向各1点	
処理作業後 (隔離シート撤去前)	◎	処理作業室内	2点	
	△	施工区周囲辺又は敷地境界	4方向各1点	

測定箇所 作業中 (計6点)
・施工区周囲1点 ・セキュリティゾーン (前室) 1点
・敷地境界線付近の仮囲い 隅2点 負圧機前各点ずつ
シート養生撤去前 (計6点)
・施工区周囲1点 ・セキュリティゾーン (前室) 1点
・敷地境界線付近の仮囲い 隅4点

(注) 1. 重要度の記号は、◎は必須、○は条件により必須、△は望ましいという意味である
2. 施工区画とは、処理作業室、セキュリティゾーン、廃棄物置場、資材置き場を含む範囲で、セキュリティゾーン、負圧・除じん装置の排出口が「施工区周囲辺」に設置されている場合の測定点は2点となる。
3. 各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。
300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。
4. 処理作業中にセキュリティゾーン入口におけるアスベスト粉じん濃度測定の場合は、セキュリティゾーン内の空気の流れ (処理作業室内に空気が流れている) を、また負圧・除じん装置の排出口におけるアスベスト粉じん濃度測定の場合は、負圧・粉じん装置の性能確認を行うこと。

(1) 施工業者
施工業者は、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督職員に提出する。
(2) 作業管理者
石綿作業主任者の資格を有する作業管理者を選任し管理させる。
(3) 特別管理産業廃棄物管理責任者
排出事業者者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を選任し管理させる。
(イ) 着工に先立ち、処理工事に伴うアスベスト粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を施工調査等の結果に基づき作成し、監督職員の承諾を受ける。
(ii) 施工計画書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
① 工事概要
ア. 工事名称
イ. 工事場所
ウ. 工事期間
エ. 工事内容 (部位別の状況及び工法)
オ. その他
② 管理組織 (工事管理者、石綿作業主任者、特別管理産業廃棄物管理責任者等)
③ 安全衛生管理及び飛散防止対策
④ 使用用具、機器類、材料及び備品
⑤ 工事の流れ
⑥ 仮設計画 (足場、養生)
⑦ 作業要領 (作業計画図面を含む。)
⑧ 確認、検査方法及びトランプ時の対応方法
⑨ アスベスト廃棄物処理計画
⑩ 添付書類
ア. 工事工程表
イ. 使用処理剤の説明
iii) その他必要事項
(4) 官公署その他への手続き等
一般建築工事の手続きの他、次の手続きを行う。
① 労働安全衛生法の工事計画書 (所轄労働基準監督署) 。
② 石綿障害予防規則の作業届 (所轄労働基準監督署) 。
③ 特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書 (都道府県知事または保健所設置市) 。
④ 特定粉じん排出等作業実施の届出書 (都道府県知事または市長) 。
⑤ その他、地方公共団体が定めている届出書類。

(1) 休憩室の設置
(イ) 作業場以外の場所に設置する。
(ii) 十分湿らせたマット、衣服用のブラシ、真空掃除機等を備える。
(2) 洗浄設備
(i) 洗顔、洗身、うがいの設備を設ける。
(ii) 更衣設備、衣服洗浄の設備を設ける。
(3) 負圧防じん装置の設備
HEPAフィルタを備えた負圧防じん装置を設置する。
(4) 表示、掲示
(i) 特定化学物質等作業主任者名と職務内容、関係者以外立入禁止、喫煙・飲食の禁止、アスベスト除去作業中等の表示を行う。
(ii) アスベストの有害性、取扱以上の注意事項、使用すべき保護具の掲示を行う。
(iii) アスベスト使用の有無に関する事前調査年月日、当該調査の方法及び結果の概要の掲示を行う。
(5) 作業の隔離
(i) 除去に伴いアスベストを作業場から外部へ飛散させないため、プラスチックシート等を用いて隔離する。
(ii) 隔離した作業場への作業員の出入りによるアスベストの飛散を防止するため、セキュリティゾーンを設置する。
(6) 保護具・保護衣
(i) 隔離された作業場所において、石綿等の除去を行う作業者は、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器もしくは送気マスクを使用する。
(ii) 作業者は、アスベストが付着しにくく、付着したアスベストが容易に除去できる作業衣服または保護服を使用する。

工法
(a) 除去工法は、特記による。特記がなければ以下による。
(1) アスベスト含有吹付け材を粉じん飛散抑制剤等により十分湿潤化し、その後除去する。
(2) 除去するにあたっては、飛散抑制剤等の効果を確認し、ケレン棒等によりアスベスト含有吹付け材を掻き落とす。
(3) 付着しているアスベスト含有吹付け材が残った場合は、再度湿潤化し、ワイヤーブラシ等を使用して取り除く。
(4) 十分に除去が行われたことを確認した後に、除去面に粉じん飛散防止剤を散布する。
(b) 除去物及び汚染物等
除去したアスベスト含有吹付け材等の処理は以下により、適用は特記による。特記がなければ密封処理とする。
(1) 密封処理 (二重袋梱包)
(i) 除去作業所において、除去したアスベスト含有吹付け材は、適宜、プラスチック袋の中に入れ、粉じん飛散抑制剤等を散布することにより湿潤化して、密封する。
(ii) 前室で高性能真空掃除機により、プラスチック袋に付着している粉じんを除去する。
(iii) 前室又は洗浄室で、更にプラスチック袋をかぶせ、密封し、「廃石綿等」である旨の表示を行う。
(2) セメント固化
(i) アスベスト含有吹付け材をセメントによって固化する場合は、アスベストが飛散しないように十分な強度が得られる配合とする。
(ii) プラスチック袋で二重にかぶせ、密封し、「廃石綿等」である旨の表示を行う。

⑤. 汚染物処分工事

② 除去物及び汚染物の処分等

⑦ 施工記録

⑥ 検査及び後片付け

② 除去物及び汚染物の処分等

(i) 除去したアスベスト含有吹付け材の処理方法は、以下による。
① 密封処理の場合
ア. 除去したアスベスト含有吹付け材は、適宜密封する。
イ. 除去作業場所において、除去したアスベスト含有吹付け材をプラスチック袋の中に入れ、粉じん飛散抑制剤等を散布することにより湿潤化して、密封する。
ウ. 前室で高性能真空掃除機により、プラスチック袋に付着している粉じんを除去する。
エ. 保護衣等着脱室で、更にプラスチック袋をかぶせ、密封し、「アスベスト含有吹付け材」である旨の表示を行う。
オ. 除去したアスベスト含有吹付け材等の保管、運搬及び処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) の規定を遵守し行う。
なお、これを委託する場合は、都道府県知事 (政令市長) の許可を受けている特別管理産業廃棄物処理業者 (運搬業者) と特別管理廃棄物処理に関する契約を結び、廃棄物処理場の現地確認等を行うこと。
② 除去したアスベスト含有吹付け材を固化処理する場合
ア. アスベスト含有吹付け材をセメントによって固化する場合は、アスベストが飛散しないように十分な強度が得られる配合とする。
イ. アスベスト含有吹付け材を溶融化する場合、アスベスト含有吹付け材の中間処理に適する溶融施設により行う。
ウ. 処理方法は、①オに準ずる。
(ii) アスベスト廃棄物の搬出を行ったときには、適宜、搬出量と処理先を監督職員に報告するとともに、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の写しを添付した廃棄物処理報告を提出する。

(1) 除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床などの清掃を行う。
(2) 監督職員立会いのうえ、除去が十分に行われたかを、目視により検査を行う。
(3) 養生用のプラスチックシートに付着した粉じんの再飛散を防止するために、シート全体にまんべんなく粉じん飛散抑制剤を散布する。
(4) 壁面等の養生用のプラスチックシートの撤去は、負圧・除じんを十分に吸引し、ろ過した時点又は粉じん飛散抑制剤吹付後、沈降した時点で行う。
なお、シートは、取り外して粉じん付着面を内側に折たたみ、プラスチック袋に入れる。
(5) 養生を行っていない足場、仮設材を清掃した後に解体搬出する。
(6) 床養生用プラスチックシートは、粉じん付着面を内側に折たたみ、プラスチック袋に入れる。
(7) 養生用のプラスチックシート等の廃棄物は、5 (2) により処理等を行う。
(8) 後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。

(1) 施工記録報告書を作成し、監督職員に提出する。
(2) 施工記録報告書は、下記事項により作成する。
(i) 施工計画書
(ii) 工事記録及び工事写真
(iii) 産業廃棄物処理記録
(iv) 施工調査等記録
(v) 作業者の作業記録、各種健康診断記録、安全衛生教育記録
作業者の作業記録、特殊健康診断記録は石綿規則により40年間保存しなければならない。
(vi) その他必要事項

① 施工調査等

② 施工計画書

③ 安全衛生管理

④ 除去処理工事

⑤ 汚染物処分工事

⑥ 検査及び後片付け

⑦ 施工記録

① 施工調査等

施工調査は、特記による。特記がなければ、次による。
(i) 処理工事に当たり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う。
調査結果は、図面により記録し、監督職員に提出する。
① アスベスト含有保温材等の使用部位の確認
② アスベスト含有保温材等の厚さの確認
③ 施工範囲と工事管理区分の確認
④ 廃棄物などの搬出方法
(ii) アスベスト粉じん濃度測定は6. 1 (ii) に準じて行う。

② 施工計画書
着工に先立ち、処理工事に伴うアスベスト粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を施工調査等の結果に基づき作成し、監督職員の承諾を受ける。
なお、施工計画書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
① 工事概要
ア. 工事名称
イ. 工事場所
ウ. 工事期間
エ. 工事内容
オ. その他
② 管理組織
③ 安全衛生管理及び飛散防止対策
④ 使用用具、器具類、材料及び備品
⑤ 工事の流れ
⑥ 仮設計画 (足場、養生)
⑦ 作業要領 (作業計画図面を含む。)
⑧ 確認、検査方法
⑨ 工事工程表
⑩ その他必要事項
(2) 官公署その他への手続き等
一般建築工事の手続きのほか、地方公共団体が定めている手続きを行う。
7. 2 (4) により手続きを行う。

③ 安全衛生管理
(1) 建物内部で除去作業を行う場合は、作業場所を他の場所を隔離する。
なお、作業場所において、閉閉部位 (出入口、喚起孔、窓等) は閉とし、ガラスの破損箇所等で開となっている部分を、プラスチックシート等で塞ぐものとする。
(2) 建物外周部で除去作業を行う場合は、当該部分をプラスチックシート等で囲い、該部分をプラスチックシート等で囲い、周辺環境へのアスベスト飛散を防止する。
(3) 作業場所内では、除去に関する作業以外の作業は厳禁とする。
(4) 表示、掲示については「改修構仕」9. 1. 2 (f) に基づいて行う。
(5) アスベスト保温材等の切断、穿孔、研磨等の作業が伴うものは「改修共仕」9. 1. 3 (a) に基づき隔離を行う。なお、グローブバック方式を使用して該当除去部分を覆う場合も隔離と見なす。

④ 除去処理工事
アスベスト含有保温材等 (煙突用断熱材は除く) の除去は可能なかぎり粉じん飛散抑制剤で十分に湿潤化した後、手ばらしで行うこと。
手ばらし以外の除去 (グローブバック方式による除去は除く) の場合は、「改修共仕」9. 1. 3 および「改修指針」9. 1. 3iによる。
煙突内カボスタック除去工法はウォータージェット工法による。

⑤ 汚染物処分工事
(i) 除去したアスベスト含有保温材の処理方法は、「改修共仕」9. 1. 3 (b) (2) および「改修指針」9. 1. 3 (b) (2) により、密封処理する。
(ii) 施工区域において、アスベスト含有保温材等の廃材を高所から移動する場合は、揚巻機を使用して、アスベスト含有保温材等を高所より落下させないこと。
なお、アスベスト含有保温材等の保管、運搬、処分等については、「改修共仕」9. 1. 3 (c) 及び「改修指針」9. 1. 3 (c) による。

⑥ 検査及び後片付け
7. 6 に準じて行う。

⑦ 施工記録
(1) 施工記録報告書を作成し、監督職員に提出する。
(2) 施工記録報告書は、7. 7 により作成する。

① 施工調査

② 施工計画書

③ 安全衛生管理

④ 除去処理工事

⑤ 検査及び後片付け

⑥ 施工記録

① 施工調査

施工調査は、特記による。特記がなければ、次による。
処理工事に当たり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う。
調査結果は、図面により記録し、監督職員に提出する。
(i) アスベスト含有成形板使用部位の確認
(ii) アスベスト含有成形板の種別、厚さ等の確認
(iii) アスベスト含有成形板使用数量の確認
(iv) 施工範囲と工事管理区分の確認
(v) 廃棄物等の搬出方法について
(1) 施工計画書
着工に先立ち、処理工事に伴うアスベスト粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を施工調査等の結果に基づき作成し、監督職員の承諾を受ける。
なお、施工計画書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
① 工事概要
ア. 工事名称
イ. 工事場所
ウ. 工事期間
エ. 工事内容
オ. その他
② 管理組織
③ 安全衛生管理及び飛散防止対策
④ 使用用具、器具類、材料及び備品
⑤ 工事の流れ
⑥ 仮設計画 (足場、養生)
⑦ 作業要領 (作業計画図面を含む。)
⑧ 確認、検査方法
⑨ 工事工程表
⑩ その他必要事項
(2) 官公署その他への手続き等
一般建築工事の手続きのほか、地方公共団体が定めている手続きを行う。

② 施工計画書
着工に先立ち、処理工事に伴うアスベスト粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を施工調査等の結果に基づき作成し、監督職員の承諾を受ける。
なお、施工計画書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
(1) 建物内部で除去作業を行う場合は閉閉部位 (出入口、喚起孔、窓等) は閉とし、ガラスの破損箇所等で開となっている部分を、養生シート等で塞ぐものとする。
(2) 建物外周部で除去作業を行う場合は、当該部分を養生シート等で囲う。
(3) 施工区画入口に、「アスベスト含有成形板除去中、関係者以外立ち入り禁止」を、作業場所の出入口に呼吸用保護具着用を掲示する。
(1) アスベスト含有成形板の除去
(i) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具等の撤去にさきが行う。
(ii) 除去は可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則として、「手ばらし」とする。
(iii) 除去作業中は、原則として散水その他により、アスベスト含有成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。
(2) アスベスト含有成形板の集積、運搬等
(i) 除去したアスベスト含有成形板の集積及び積み込みに当たっては、高所より投下しない等のほか、粉じんの飛散防止に努める。
(ii) 細かく粉砕されたアスベスト含有成形板は、湿潤化の上、丈夫なビニル袋に入れる等、飛散防止の措置を講じる。
(iii) 除去したアスベスト含有成形板を運搬するまでの間、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め、一般の内装材と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止の措置を講じる。また、保管場所には、アスベスト含有成形板の保管場所であることの表示を行う。
(iv) アスベスト含有成形板の運搬に当たっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い飛散防止に努める。
(v) アスベスト含有成形板の撤去、集積、積み込み及び保管等の処理が完了した場合は、速やかに監督職員に報告し、確実に処理されたことの確認を受ける。
(3) 除去物の処分等
(i) アスベスト含有成形板は、関係法等に従い適切に処分する。
(ii) 撤去されたアスベスト含有成形板の処分が完了した場合は、マニフェストを監督職員に提出し、処分が確実に行われたことの確認を受ける。
なお、マニフェストは、アスベスト含有成形板であることを明示する。

(1) 除去作業が終了後、アスベスト含有成形板の破片、破断粉および作業等に付着した粉じんが残存しないように、真空掃除機等により、清掃および片付けを十分に行う。
(2) 監督職員の立会いのうえ、除去が十分に行われたことを、目視により検査を行う。

(1) 施工記録報告書を作成し、監督職員に提出する。
(2) 施工記録報告書は、7. 7 により作成する。

9
アスベスト含有成形板の除去工事

仕上復旧特記仕様

1
仮設工事

1 危険防止

2 構 台

3 工事表示板等

4 設備工事との
取合い

1 危険防止

仮囲い等 ・ 設けない ※設ける
設置方法 ・ 成形鋼板 (H = m) ・ 波形カラー鉄板 (H = m) ・ シート張り ・ ロープ張り
※施設管理者と協議の上、バリアカーによる安全区画を行うものとする。
ゲート ・ シート (W = m) ・ ハネル (W = m) ・ ハンガー (W = m)
垂直防護施設 ・ メッシュシート ・ 防炎シート ・ 付付金網
・ 防音シート ・ アルミ防音パネル ()
水平防護施設 ・ 防護網 (朝顔) ・ ダブルネット ()
防護施設等取付足場 ・ 単管一本足場 ・ 枠組一本足場 (W =) ・ ()
設置範囲 ※図示による ・ 監督員の指示による
設置期間 ※工事期間中 ・ 監督員の指示による

手すり先行足場について
枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」 (厚生労働省平成15年4月) により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とすか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。

養生構台 ・ 設置する (図示による) ・ 設置しない
乗入れ構台 ・ 設置する (幅員 m、長さ m) ・ 設置しない
監督員の指示による。

※施工区分案による
・施工範囲は下記による
※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の型枠及びそれらの補強
※図示した壁、天井の仕上げ材、下地材の切込み及び下地材の補強
※電動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ
※自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ()
()
施工図 設備機器の設置、取合いなどの検討のできる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。

5 総合図での調整

2
仕上
復旧
工事

3 吸音材

4 ロックウール吹付け

5 木質繊維吹付け

6 塗装材料

7 塗装業者

アスベスト除去写真
撮影要領

5 総合図での調整

1. 軽重鉄骨天井下地

2. せっこうボード
その他ボード
及び合板張り

3 吸音材

4 ロックウール吹付け

5 木質繊維吹付け

6 塗装材料

7 塗装業者

アスベスト除去写真
撮影要領

各工事の着工に先立ち、各施工図の基準となる総合図を作成し、監督員の承諾を受ける。
総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他関係工事業者の情報などをすべて盛り込んだ図面とし、それらの接点の細部調整を行う。
総合図の調整は、建築工事の請負者が行い、設備工事・その他の請負者がそれに協力する。

野線等の種類
屋内 ※19形 ・25形 ・ () 標仕 (14.4.2) (表14.4.1)
屋外 ・19形 ※25形 ・ ()
屋外における野線等の間隔 () 標仕 (14.4.3)

材 種	種 別	張 り 方	厚 さ	備 考
・せっこうボード		・下地張り ・上張り ・目透し ・継目処理	・9.5 ・12.5 ※15	付法 ※400×910・910×910 専用軽鉄下地材付き
・化粧せっこう ボード	・トラバーチン模様 ・木目模様 (裏張り)	・直張り ※目透し	※9.5	
・無石綿付酸 カルシウム板		・目透し ・継目処理	※6 ・8 ・10 ・12 ・ ()	タイプB (無石綿)
・木質セメント板	・硬質木毛むり板 ・普通木毛むり板	・打込み ・張付け ・敷込み	・20 ※25 ・30	
・繊維板 ・パーティクル ボード ・ロックウール吸 音板	・フラット ・凹凸	・下地張り ・上張り ・目透し	・9.5 ・12.5	
・しな合板 ・ラワン合板		・下地張り ・上張り ・目透し	・9.5 ・12.5	

ホルムアルデヒド放数量 F☆☆☆☆ ()
適宜シール材 ※アクリル系 ※リング材 ・ ジョイントコンパウンド

材 種	品 質 ・ 規 格	厚 さ
・ロックウール吸音材	ロックウール吸音ボード1号 (60K)	・25 ・ ()
・グラスウール吸音材	グラスウール吸音ボード2号32K グラスクロス (JIS R3414-P-17A) 緑線張	※25

グラスクロス張りグラスウール吸音ボード (910×1820) の取付け工法
ボロボロピン及びプラスチックファスナー留め 4本/㎡程度以上

種類 色採 厚さ
・一般用 ・ () ・ 着色 ・ 原色 ・10・15・20・ ()
※ホルムアルデヒドの放数量 F☆☆☆☆等級のもの・ ()

種類 色採 厚さ
・一般用 ・ () ・ 着色 ・ 原色 ・10・15・20・ ()
※ホルムアルデヒドの放数量 F☆☆☆☆等級のもの・ ()

屋内の壁及び天井の塗装仕上げ材は、建築基準法に基づき防火材料の指定又は認定を受けたものとする。
(18.1.3)

塗料は、トルエン等の含有量が少ない規格品とする。
ホルムアルデヒド放数量 ※F☆☆☆☆ ()
・ (一社) 日本塗装工業会の会員 ※監督員の承諾する塗装業者

1 危険防止

2 構 台

3 工事表示板等

4 設備工事との
取合い

1 危険防止

2 構 台

3 工事表示板等

4 設備工事との
取合い

株式会社 佐伯建築設計事務所
一級建築士事務所 知事登録 第1-30135号
管理建築士 原田 享
一級建築士 大臣登録 第278441号

設計者
管理技術者 主任技術者 担当技術者

作成日
令和 年 月 日
縮尺 A1版 -
A3版 -

工事名称 旧稲葉地区公民館解体撤去工事
図面名称 解体工事特記仕様書 (2)

種別 A
通し番号 03

令和6年度改定（R6.6） アスベスト含有建材除去等工事特記仕様書									
Ⅰ 工 事 概 要		Ⅱ 工事実績情報の登録（工事カルテ）		⑩ 安全対策及び健康		⑪ 安全衛生管理		⑫ 除去処理工事	
1. 工事名称 旧稲葉地区公民館解体撤去工事		2. 工事場所 福岡県嘉麻市岩崎1141番地		① 監務事務所		① 施工調査等		① 一般事項	
3. 工事概要 解体工事		4. 別途工事		② 工事用水		② 温度の測定		② 適用基準等	
5. その他		アスベスト含有建材除去等工事仕様		③ 竣工後の調査		③ 施工調査等		③ 質疑に対する協議	
標準仕様		図面及び特記仕様に記載されていない事項はすべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）」及び同上監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）」による。		④ 図面ファイリングシステムの登録		④ 温度の測定		④ 図書閲覧優先順位	
特記仕様		1) 項目は番号に○印のついたものを適用する。 ○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と図印のついた場合は、共に適用する。		⑤ 竣工後の調査		⑤ 温度の測定		⑤ 施工中の安全確保及び環境保全	
特記事項に記載の（ ）内表示番号は、公共建築工事標準仕様書の当該項目、当該図、または当該表を示す。		2) 特記事項は○印のついたものを適用する。 ○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と図印のついた場合は、共に適用する。		⑥ 監務事務所		⑥ 温度の測定		⑥ 過積載の防止	
3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、公共建築工事標準仕様書の当該項目、当該図、または当該表を示す。		3) 特記事項は○印のついたものを適用する。 ○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と図印のついた場合は、共に適用する。		⑦ 工事用水		⑦ 温度の測定		⑦ 原形復旧	
4) 形状寸法の単位は特記なきかぎり、ミリメートルとする。		4) 形状寸法の単位は特記なきかぎり、ミリメートルとする。		⑧ 工事用電力		⑧ 温度の測定		⑧ 工事写真等	
章 項 目		特 記 事 項		⑨ 総合仮設計画書		⑨ 温度の測定		9. 完成図	
① 一般事項		(a) 適用範囲 アスベスト含有吹付け材、アスベスト含有保温材等（アスベストを含有する保温材、耐火断熱材をいう。）及びアスベスト含有成形板の処理工事に適用する。		⑩ 工事用車両の出入口		⑩ 温度の測定		⑩ 完成図	
② 適用基準等		(b) 基本要項品質 アスベスト含有建材は、安全にかつ完全に除去すること。 (c) 法令等の遵守 関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。 (d) 仕上げ工事 アスベスト含有建材除去後の機能回復のための仕上げ工事については、下記による。		⑪ 発生材の処理		⑪ 温度の測定		⑪ 完成図	
③ 質疑に対する協議		※ 図示による（ ）		⑫ 発生材の処理		⑫ 温度の測定		⑫ 完成図	
④ 図書閲覧優先順位		すべての設計図書は、相互に補完するものとする。 ただし、設計図書間に相違がある場合、設計図書の優先順位は、次の（１）から（４）の順番のとおりとする。 (１) 現場説明書及び現場説明に対する質疑回答書 (２) 特記仕様書 (３) 図面 (４) 公共建築工事標準仕様書（以下「仕様」という。）及び公共建築改修工事標準仕様書（以下「改修仕様」という。）		⑬ 発生材の処理		⑬ 温度の測定		⑬ 完成図	
⑤ 施工中の安全確保及び環境保全		建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、労働安全衛生法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法等その他関係法令等によるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱及び建設副産物適正処理推進要綱に従い、工事の施工に伴う災害の防止及び環境の保全に努める。また、工事に伴い発生する廃棄物は選別等を行い、リサイクル等再資源化に努める。		⑭ 発生材の処理		⑭ 温度の測定		⑭ 完成図	
⑥ 過積載の防止		ダンブトラック等による工事用資器材等の超過積載を行わないこと。さし枠の装置等又は物品積載装置の不正改造をしたダンブトラックは工事現場内に入出入りさせないこと。		⑮ 発生材の処理		⑮ 温度の測定		⑮ 完成図	
⑦ 原形復旧		工事に際し、取合部その他工事範囲外の部分に汚損が生じた場合、または障害物等移動・切りまわしを行った場合は、原形に復元すること。		⑯ 発生材の処理		⑯ 温度の測定		⑯ 完成図	
⑧ 工事写真等		箇所及び方法については、監督員の指示による。		⑰ 発生材の処理		⑰ 温度の測定		⑰ 完成図	
9. 完成図		種類及び記入内容 ※「仕様」表1.8.11による（ ）		⑱ 発生材の処理		⑱ 温度の測定		⑱ 完成図	
① 一般事項		(a) 適用範囲 アスベスト含有吹付け材、アスベスト含有保温材等（アスベストを含有する保温材、耐火断熱材をいう。）及びアスベスト含有成形板の処理工事に適用する。		⑲ 発生材の処理		⑲ 温度の測定		⑲ 完成図	
② 適用基準等		(b) 基本要項品質 アスベスト含有建材は、安全にかつ完全に除去すること。 (c) 法令等の遵守 関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。 (d) 仕上げ工事 アスベスト含有建材除去後の機能回復のための仕上げ工事については、下記による。		⑳ 発生材の処理		⑳ 温度の測定		⑳ 完成図	

No.2令和6年度改定 (R6.6)

⑥ 検査及び後片付け

⑦ 施工記録

ア
ス
ベ
ス
ト
含
有
吹
付
け
材
の
除
去
工
事

(1) 除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床などの清掃を行う。
(2) 監督職員立会いのうえ、除去が十分に行われたかを、目視により検査を行う。
(3) 養生用のプラスチックシートに付着した粉じんの再飛散を防止するために、シート全体にまんべんなく粉じん飛散抑制剤を散布する。
(4) 壁面等の養生用のプラスチックシートの撤去は、負圧・除じんを十分に吸引、ろ過した時点又は粉じん飛散抑制剤吹付後、沈降した時点で行う。
なお、シートは、取り外して粉じん付着面を内側に折りたたみ、プラスチック袋に入れる。
(5) 養生を行っていない足場、仮設材を清掃した後に解体搬出する。
(6) 床養生用プラスチックシートは、粉じん付着面を内側に折りたたみ、プラスチック袋に入れる。
(7) 養生用のプラスチックシート等の廃棄物は、5 (2) により処理等を行う。
(8) 後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。

(1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出する。
(2) 施工記録報告書は、下記事項により作成する。
① 施工計画書
② 工事記録及び工事写真
③ 産業廃棄物処理記録
④ 施工調査等記録
⑤ 作業者の作業記録、各種健康診断記録、安全衛生教育記録
⑥ 作業者の作業記録、特殊健康診断記録は石綿則により40年間保存しなければならない。
⑦ その他必要事項

⑦ 施工調査等

⑧ 施工計画書

ア
ス
ベ
ス
ト
含
有
保
温
材
等
の
除
去
工
事
(煙突カボスツク部分)

(1) 施工調査は、特記による。特記がなければ、次による。
(i) 処理工事に当たり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う。
調査結果は、図面により記録し、監督職員に提出する。
① アスベスト含有保温材等の使用部位の確認
② アスベスト含有保温材等の厚さの確認
③ 施工範囲と工事管理区分の確認
④ 廃棄物などの搬出方法
(ii) アスベスト粉じん濃度測定は6.1 (ii) に準じて行う。
(1) 施工計画書
着工に先立ち、処理工事に伴うアスベスト粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を施工調査等の結果に基づき作成し、監督職員の承諾を受ける。
なお、施工計画書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
① 工事概要
ア. 工事名称
イ. 工事場所
ウ. 工事期間
エ. 工事内容
オ. その他
② 管理組織
③ 安全衛生管理及び飛散防止対策
④ 使用用具、器具類、材料及び調合
⑤ 工事の流れ
⑥ 仮設計画 (足場、養生)
⑦ 作業要領 (作業計画図面を含む。)
⑧ 確認、検査方法
⑨ 工事工程表
⑩ その他必要事項
(2) 官公署その他への手続き等
一般建築工事の手続きのほか、地方公共団体が定めている手続きを行う。
6.2 (4) により手続きを行う。
(1) 建物内部で除去作業を行う場合は、作業場所と他の場所を隔離する。
なお、作業場所において、開閉部位 (出入口、喚起孔、窓等) は閉とし、ガラスの破損箇所等で開となっている部分を、プラスチックシート等で塞ぐものとする。
(2) 建物外周部で除去作業を行う場合は、当該部分を養生シート等で囲い、該部分をプラスチックシート等で囲い、周辺環境へのアスベスト飛散を防止する。
(3) 作業場所内では、除去に関する作業以外の作業は厳禁とする。
(4) 表示、掲示については「改修標仕」9.1.2 (f) に基づいて行う。
(5) アスベスト保温材等の切断、穿孔、研磨等の作業に伴うものは「改修標仕」9.1.3 (a) に基づき隔離を行う。なお、グローブバック方式を使用して該当除去部分を覆う場合も隔離と見なす。

(1) 施工計画書
着工に先立ち、処理工事に伴うアスベスト粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を施工調査等の結果に基づき作成し、監督職員の承諾を受ける。
なお、施工計画書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
① 工事概要
ア. 工事名称
イ. 工事場所
ウ. 工事期間
エ. 工事内容
オ. その他

③ 安全衛生管理

④ 除去処理工事

⑤ 検査及び後片付け

⑥ 施工記録

① 危険防止

2. 構 台

3. 工事表示板等

4. 設備工事との取合い

5. 総合図での調整

2 仕 上 復 旧 工 事

② 管理組織
③ 安全衛生管理及び飛散防止対策
④ 使用用具、器具類、材料及び調合
⑤ 工事の流れ
⑥ 仮設計画 (足場、養生)
⑦ 作業要領 (作業計画図面を含む。)
⑧ 確認、検査方法
⑨ 工事工程表
⑩ その他必要事項
(2) 官公署その他への手続き等
一般建築工事の手続きのほか、地方公共団体が定めている手続きを行う。

(1) 建物内部で除去作業を行う場合は開閉部位 (出入口、喚起孔、窓等) は閉とし、ガラスの破損箇所等で開となっている部分を、養生シート等で塞ぐものとする。
(2) 建物外周部で除去作業を行う場合は、当該部分を養生シート等で囲う。
(3) 施工区画入口に、「アスベスト含有成形板除去中、関係者以外の立ち入り禁止」を、作業場所の出入口に呼吸用保護具着用を掲示する。

(1) アスベスト含有成形板の除去
(i) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具等の除去にきぎけて行う。
(ii) 除去は可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則として、「手ばらし」とする。
(iii) 除去作業中は、原則として散水その他により、アスベスト含有成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。
(2) アスベスト含有成形板の集積、運搬等
(i) 除去したアスベスト含有成形板の集積及び積み込みに当たっては、高所より投下しない等のほか、粉じんの飛散防止に努める。
(ii) 細かく粉砕されたアスベスト含有成形板は、湿潤状の上、丈夫なビニール袋に入れる等、飛散防止の措置を講じる。
(iii) 除去したアスベスト含有成形板を運搬するまでの間、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め、一般の内装材と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止の措置を講じる。また、保管場所には、アスベスト含有成形板の保管場所であることの表示を行う。
(iv) アスベスト含有成形板の運搬に当たっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い飛散防止に努める。
(v) アスベスト含有成形板の撤去、集積、積み込み及び保管等の処理が完了した場合は、速やかに監督職員に報告し、確実に処理されたことの確認を受ける。
(3) 除去物の処分等
(i) アスベスト含有成形板は、関係法理等に従い適切に処分する。
(ii) 撤去されたアスベスト含有成形板の処分が完了した場合は、マニフェストを監督職員に提出し、処分が確実に行われたことの確認を受ける。
なお、マニフェストは、アスベスト含有成形板であることを明示する。

(1) 除去作業が終了後、アスベスト含有成形板の破片、破断粉および作業衣等に付着した粉じんが残存しないように、真空掃除機等により、清掃および片付けを十分に行う。
(2) 監督職員の立会いのうえ、除去が十分に行われたことを、目視により検査を行う。

(1) 施工記録報告書を作成し、監督職員に提出する。
(2) 施工記録報告書は、6.7により作成する。

仕 上 復 旧 特 記 仕 様

1 仮 設 工 事

手 す り 先 行 足 場 に つ い て
枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法」に関するガイドライン (厚生労働省平成15年4月) により、設置についてはガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機械を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする

養生構台 ・設置する (図示による) ・設置しない
乗入れ構台 ・設置する (幅員 m、長さ m) ・設置しない
監督員の指示による。
※施工区分表による
・施工範囲は下記による
※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の型枠及びそれらの補強
※図示した壁、天井の仕上げ材、下地材の切込み及び下地材の補強
※駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ
※自動閉鎖装置取付け面の切込み及び補強
・ ()
施工図 設備機器の設置、取合いなどの検討のできる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。
各工事の着工に先立ち、各施工図の基準となる総合図を作成し、監督員の承諾を受ける。
総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報などをすべて盛り込んだ図面とし、それらの接点の細部調整を行う。
総合図の調整は、建築工事の受注者が行い、設備工事・その他の受注者がそれに協力する。

野縁等の種類 (14.4.2) (表14.4.1)
屋内 ※19形 ・25形 ・ ()
屋外 ・19形 ※25形 ・ ()
屋外における野縁等の間隔 () (14.4.3)

2. せっこうボード
その他ボード
及び合板張り

3. 吸音材

4. ロックウール吹付け

5. 木質繊維吹付け

6. 塗装材料

7. 塗装業者

除去工事作業の手順

アスベスト除去写真撮影要領

(14.4.3)
・せっこうボード
・化粧せっこうボード
・けい酸カルシウム板
・木質セメント板
・繊維板
・パーティクルボード
・ロックウール吸音板
・しな合板
・ラワン合板
・硬質木毛セメント板
・普通木毛セメント板
・フラット
・凹凸
・下地張り
・突付け
・目透し
・縫目処理
・打込み
・張付け
・敷込み
・下地張り
・突付け
・上張り
・目透し
・9.5
・12.5
・15
※9.5
※9.5
※6
・8
・10
・12
・20 ※25
・30
・9.5
・12.5
・9.5
・12.5
ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・ ()
遮音シール材 ※アクリル系シーリング材・ウレタン系シーリング ・ジョイントコンパウンド

材 種 品 質 ・ 規 格 厚 さ
・ロックウール吸音材 ロックウール吸音ボード1号 (60K) RW-B ・25 ・ ()
・グラスウール吸音材 グラスウール吸音ボード2号32K GW-B ※25
グラスクロス (JIS R3414) 細繊維張
ロックウール化粧吸音板 UR ※9 ・ ()

ガラスクロス張りグラスウール吸音ボード (910×1820) の取付け工法
ポリプロピレン及びプラスチックファスナー留め 4本/m程度以上

種 類 色 彩 厚 さ
・一般用 ・ () ・着色 ・原色 ・10 ・15 ・20 ・ ()
※ホルムアルデヒドの放散量 F☆☆☆☆等級のもの ・ ()

種 類 色 彩 厚 さ
・一般用 ・ () ・着色 ・原色 ・10 ・15 ・20 ・ ()
※ホルムアルデヒドの放散量 F☆☆☆☆等級のもの ・ ()

屋内の壁及び天井の塗装仕上げ材は、建築基準法に基づき防火材料の指定又は認定を受けたものとする。
(18.1.3)
塗料は、トルエン等の含有量が少ない規格品とする。
ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・ ()
・ (一社) 日本塗装工業会の会員 ※監督員の承諾する塗装業者

除去工事作業の手順は「改修指針」図9.1.6による。

1 除去着工前の清掃
2 ビニール養生 (床二重が分かる撮影・壁養生・機器養生等)
3 クリーンルームの撮影 (設置状況、完了時)
4 負圧除塵装置撮影 (フィルター確認状況を含む)
5 各種掲示板等の撮影
6 飛散抑制・防止剤噴霧施工時の写真
7 アスベスト除去時の撮影
8 袋詰め撮影
9 アスベスト除去後の確認時の撮影
10 飛散防止剤の吹付け時の撮影
11 産業廃棄物の処理状況の撮影 (保管状況、数量確認、積み込み、搬出、運搬、処理場搬入、荷下ろし、数量確認、退場の各状況)
12 各指定段階の濃度測定時の撮影
13 使用材料、配合状況及び使用機器の状況
14 その他、監督員が指示する箇所

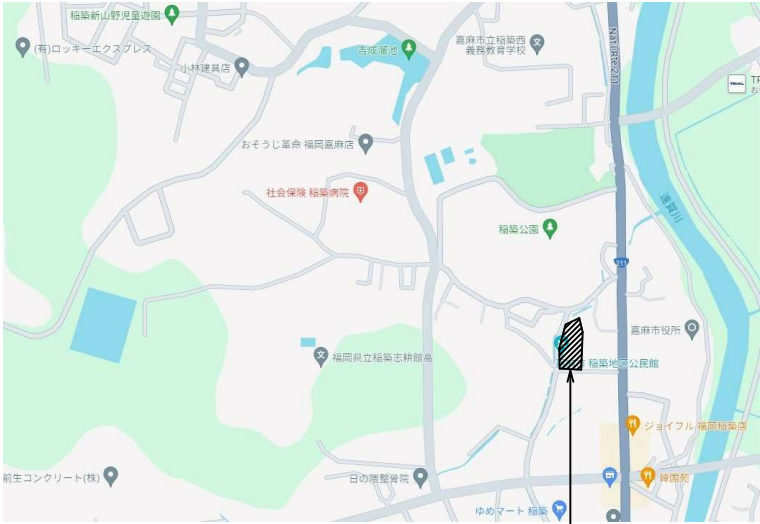
株式会社 佐伯建築設計事務所
一級建築士事務所 知事登録 第1-30135号
管理建築士 原田 享
一級建築士 大臣登録 第278441号

設計者
管理技術者 主任技術者 担当技術者
令和 年 月 日
縮尺 A1版 -
A3版 -

作成日
工事名称 旧稲葉地区公民館解体撤去工事
図面名称 アスベスト含有建材除去等工事特記仕様書 (2)

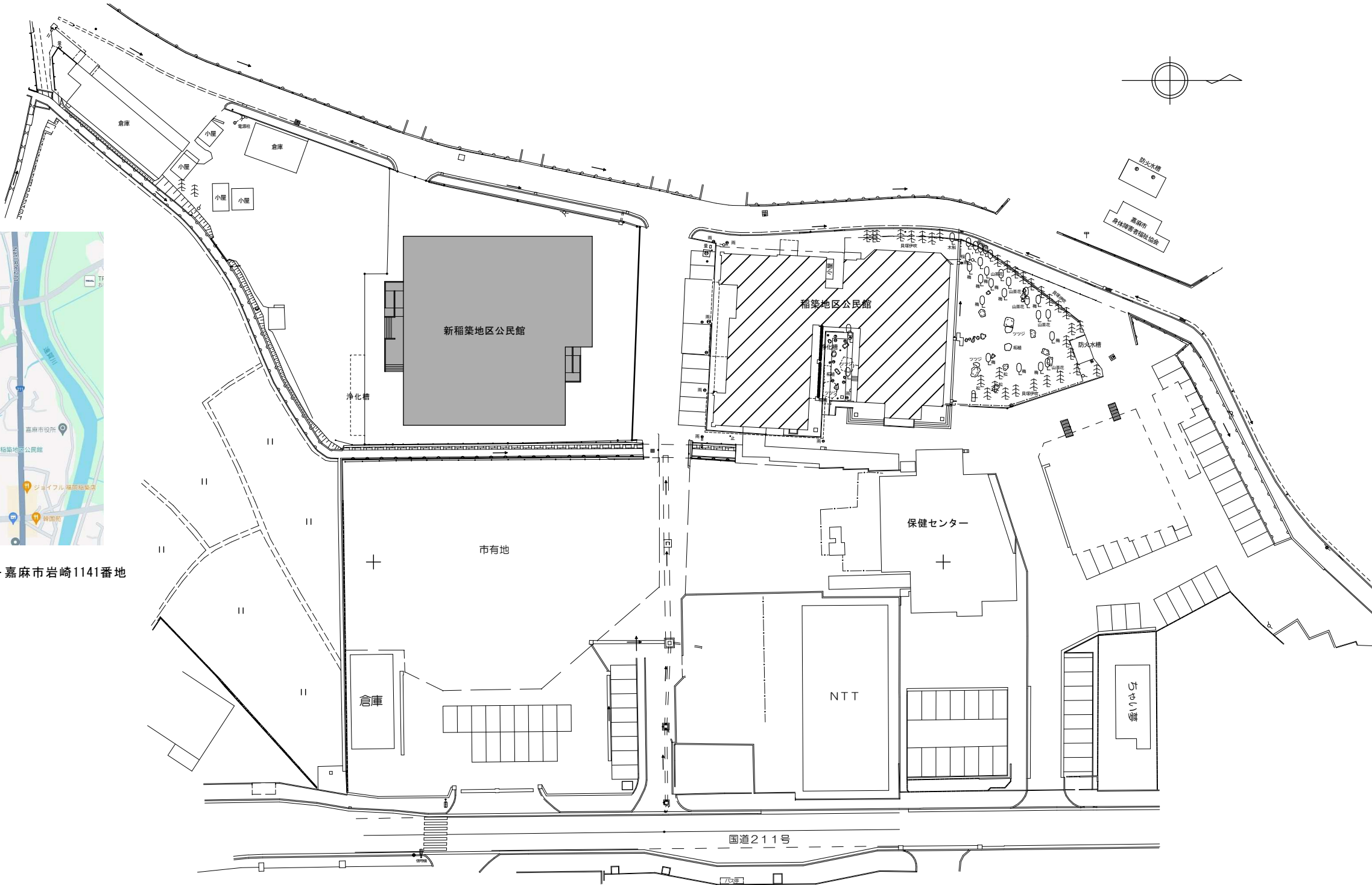
種別 A
通し番号 05

凡 例	
	解体工事対象（建物）
	工事範囲外（建物）



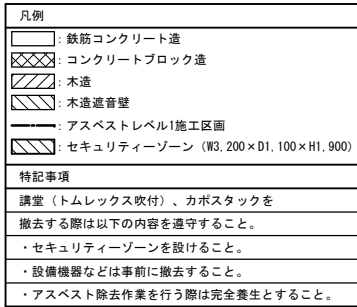
案 内 図

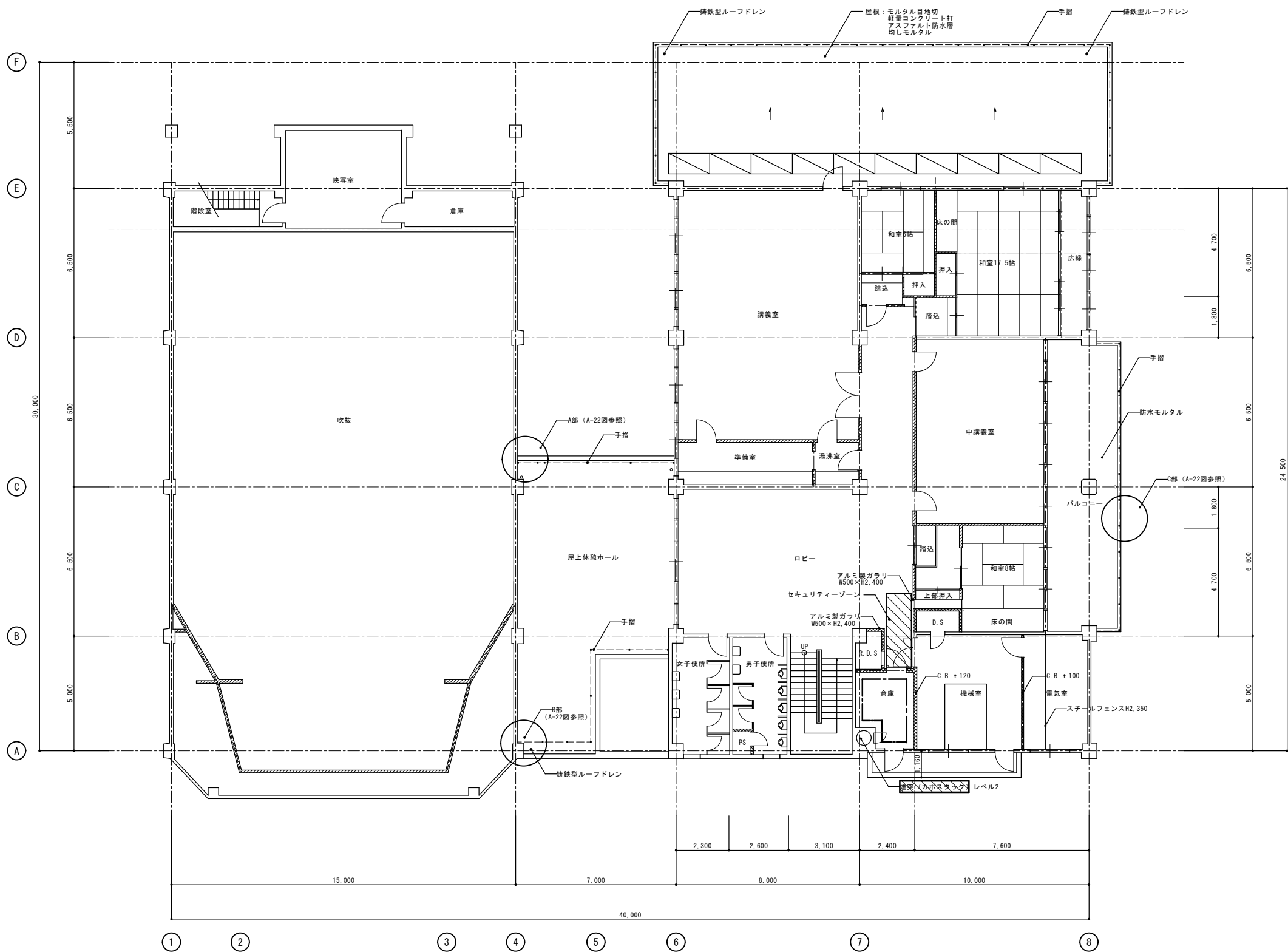
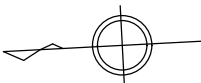
嘉麻市岩崎1141番地



配置図 S=1/400

					株式会社 佐伯建築設計事務所 一級建築士事務所 知事登録 第1-30135号 管理建築士 原田 享 一級建築士 大臣登録 第278441号	設 計 者			作 成 日		工事名称 旧稲築地区公民館解体撤去工事 図面名称 配置図（解体時）	種別 A 通し番号 06
						管理技術者	主任技術者	担当技術者	令和 年 月 日			
									A1版 1/400			
									A3版 1/800			

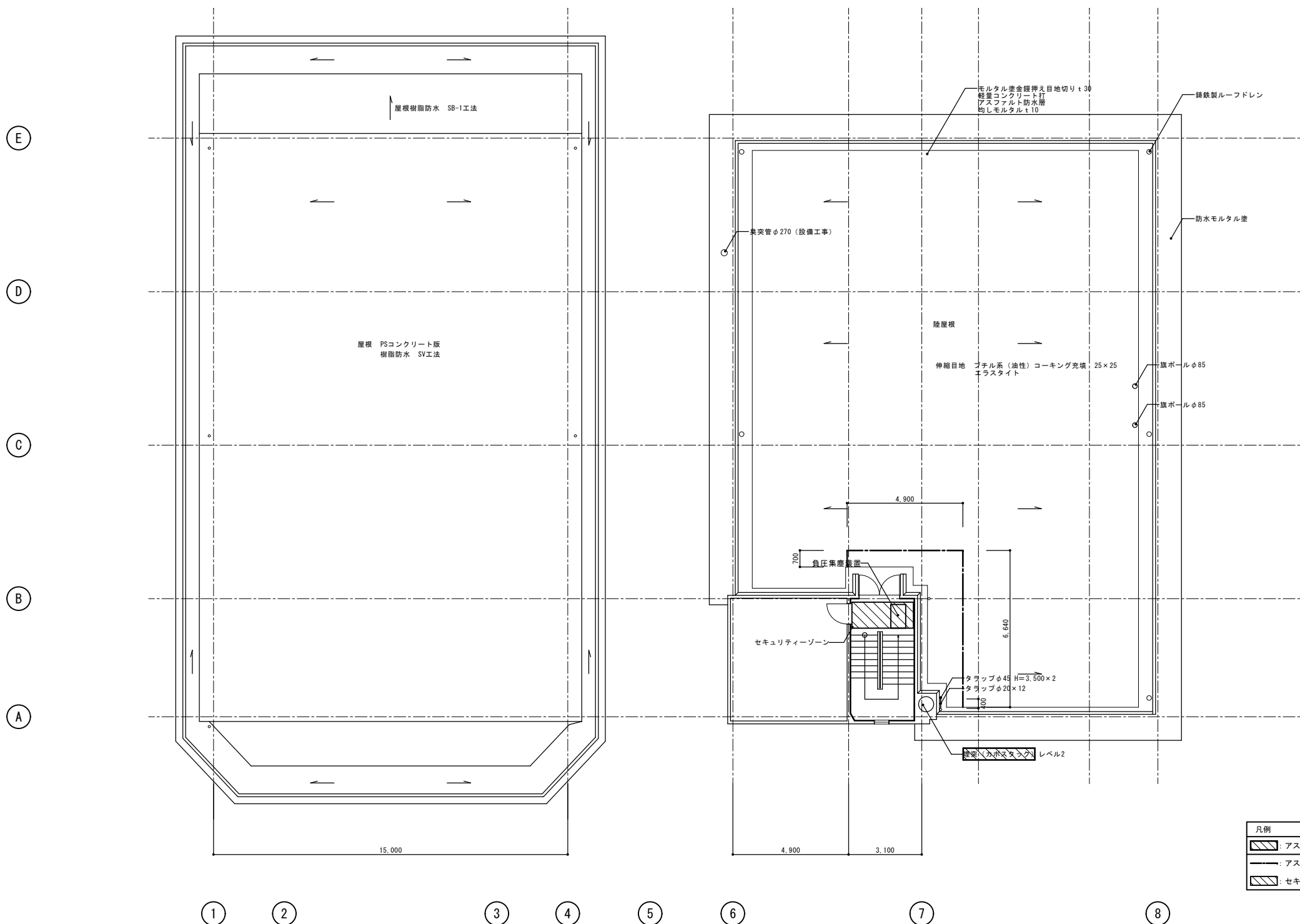
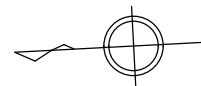




2階平面図 S=1/100

凡例	
	鉄筋コンクリート造
	コンクリートブロック造
	木造
	木造遮音壁
	アスベスト含有建材
	アスベストレベル2施工区画
	セキュリティゾーン (W3, 200×D1, 100×H1, 900)
	手摺先行枠組本足場 (W900)
特記事項	
講堂 (トムレックス吹付)、カボスタックを撤去する際は以下の内容を守ること。	
・セキュリティゾーンを設けること。	
・設備機器などは事前に撤去すること。	
・アスベスト除去作業を行う際は完全養生とすること。	

			株式会社 佐伯建築設計事務所			設 計 者			作 成 日			工事名称			種別
			一級建築士事務所 知事登録 第1-30135号			管理技術者 主任技術者 担当技術者			令和 年 月 日			旧稲築地区公民館解体撤去工事			
			管理建築士 原田 享						縮尺 A1版 1/100 A3版 1/200			図面名称			
			一級建築士 大臣登録 第278441号									2階平面図			通し番号
															09



R階平面図 S=1/100

				株式会社 佐伯建築設計事務所 一級建築士事務所 知事登録 第1-30135号 管理建築士 原田 孝 一級建築士 大臣登録 第278441号	設 計 者			作 成 日		工事名称 旧稲築地区公民館解体撤去工事	種別 A	
					管理技術者	主任技術者	担当技術者	令和 年 月 日				
								縮尺	A1版			1/100
									A3版			1/200
								図面名称 R階平面図		通し番号 10		

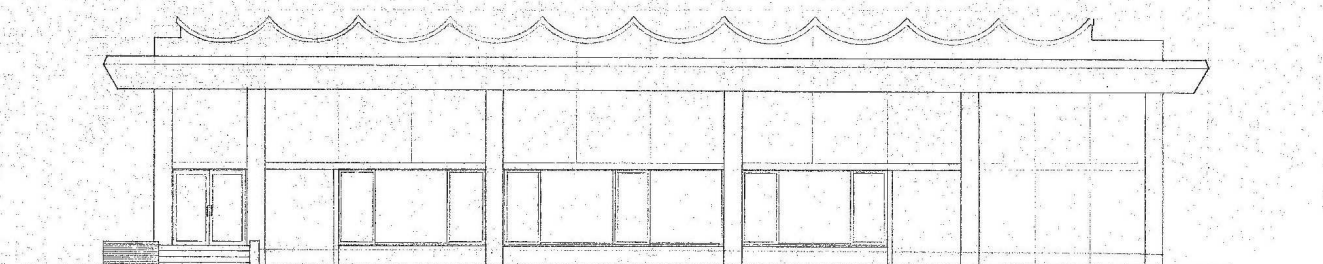


煙突（カボスタック）
レベル2

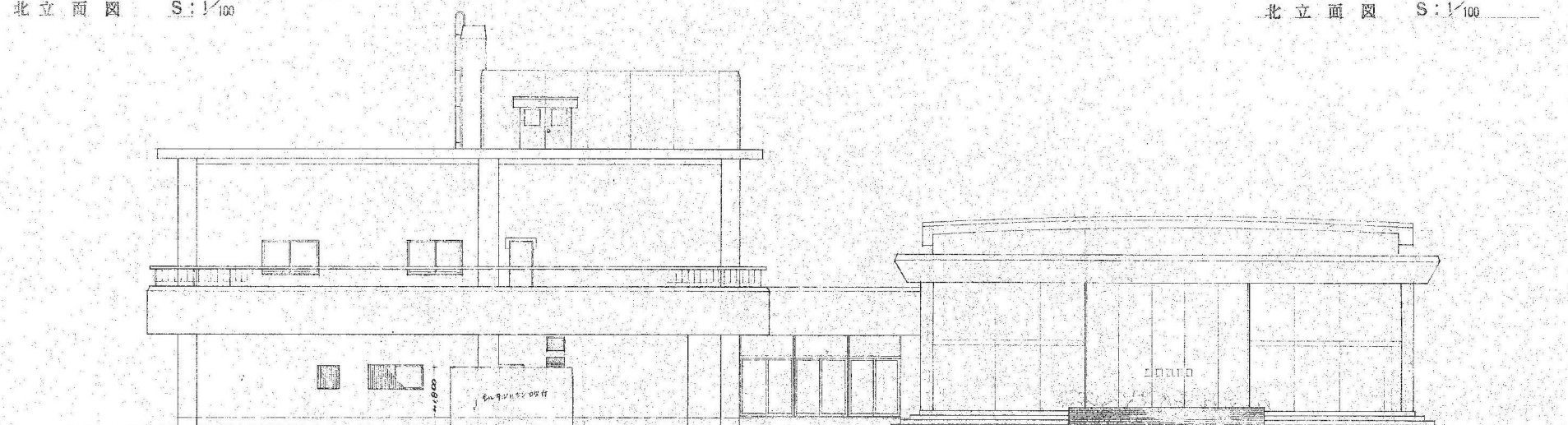
南立面図 S:1/100



北立面図 S:1/100

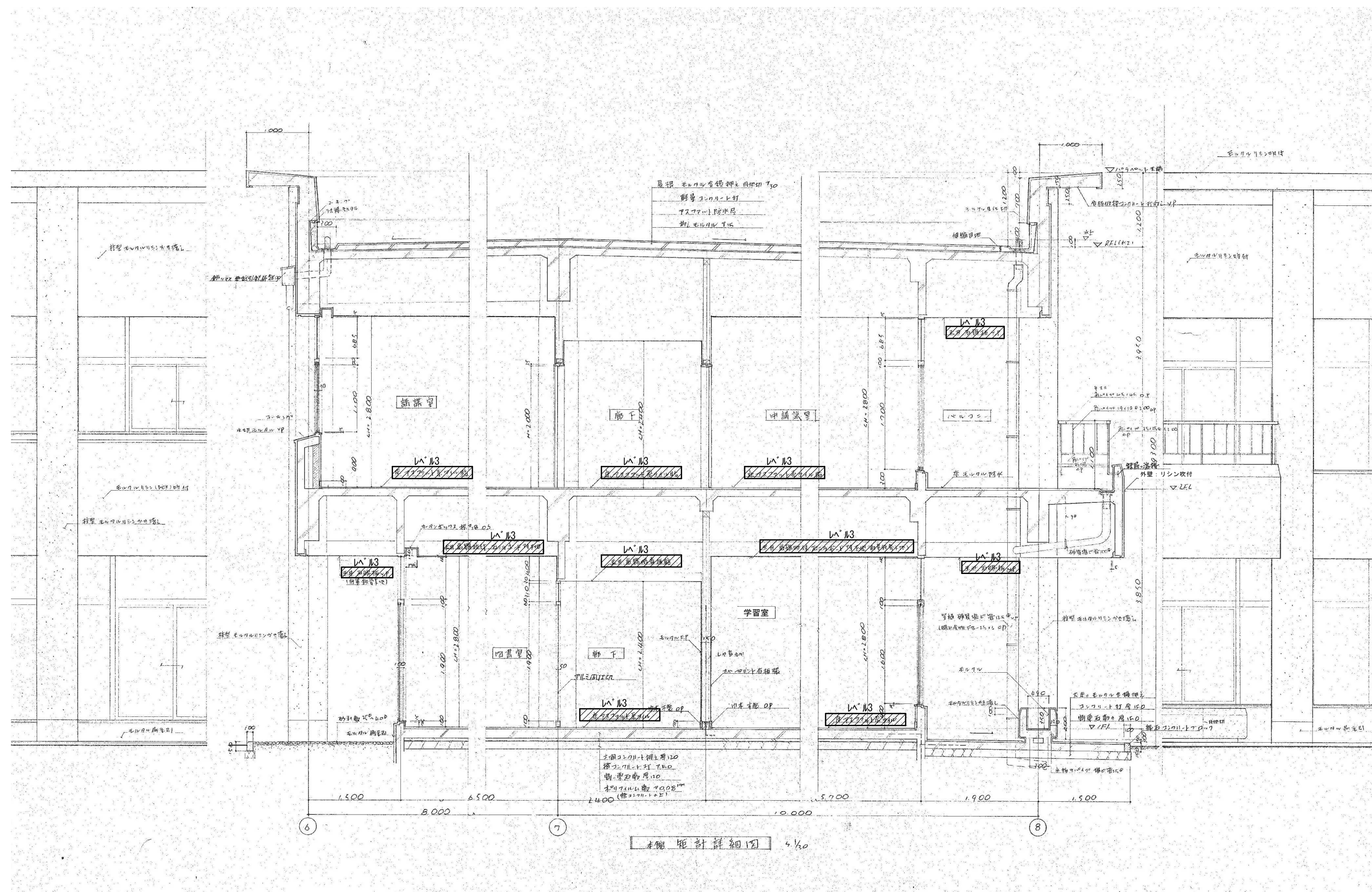


北立面図 S:1/100



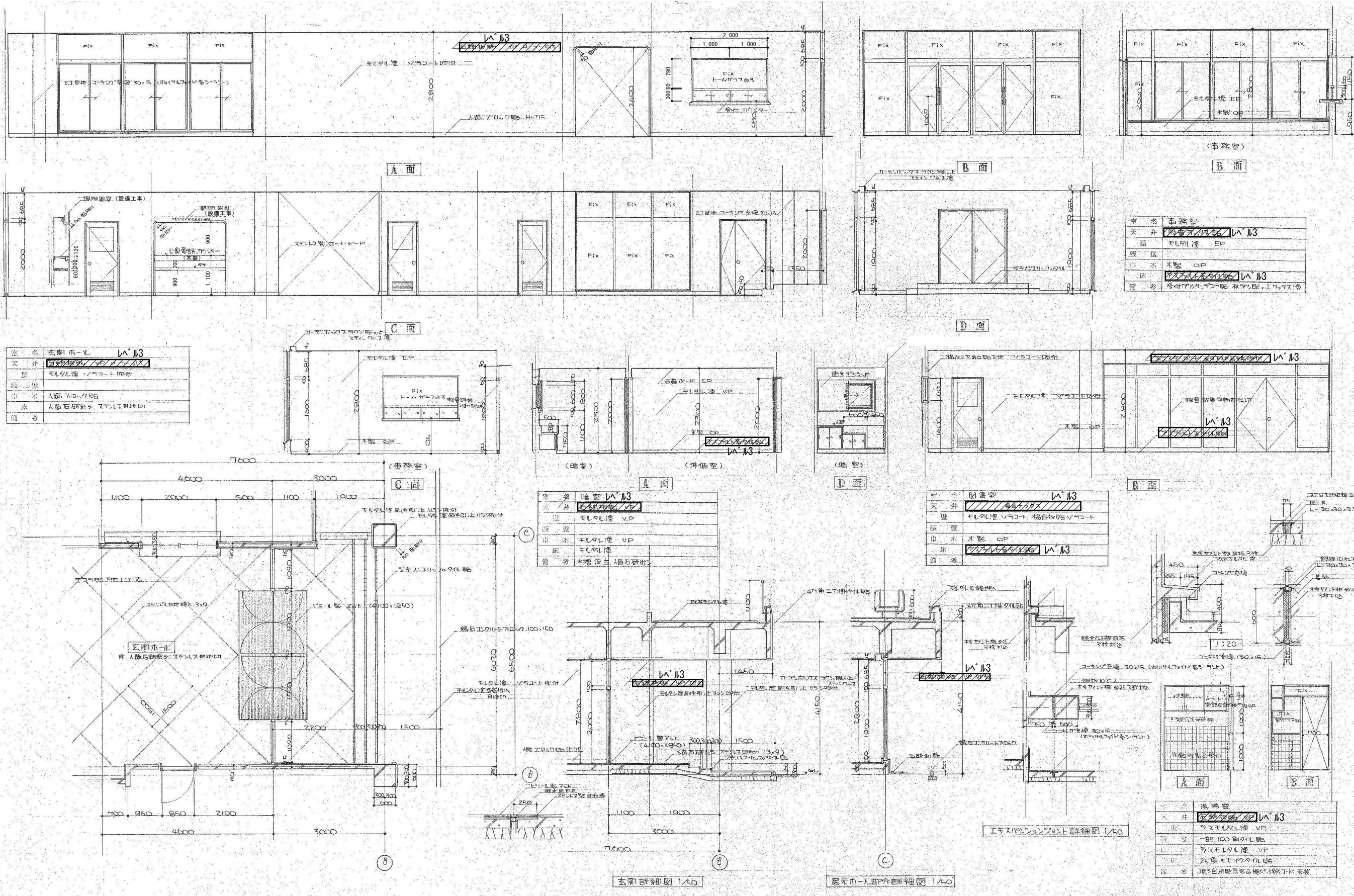
東立面図 S:1/100

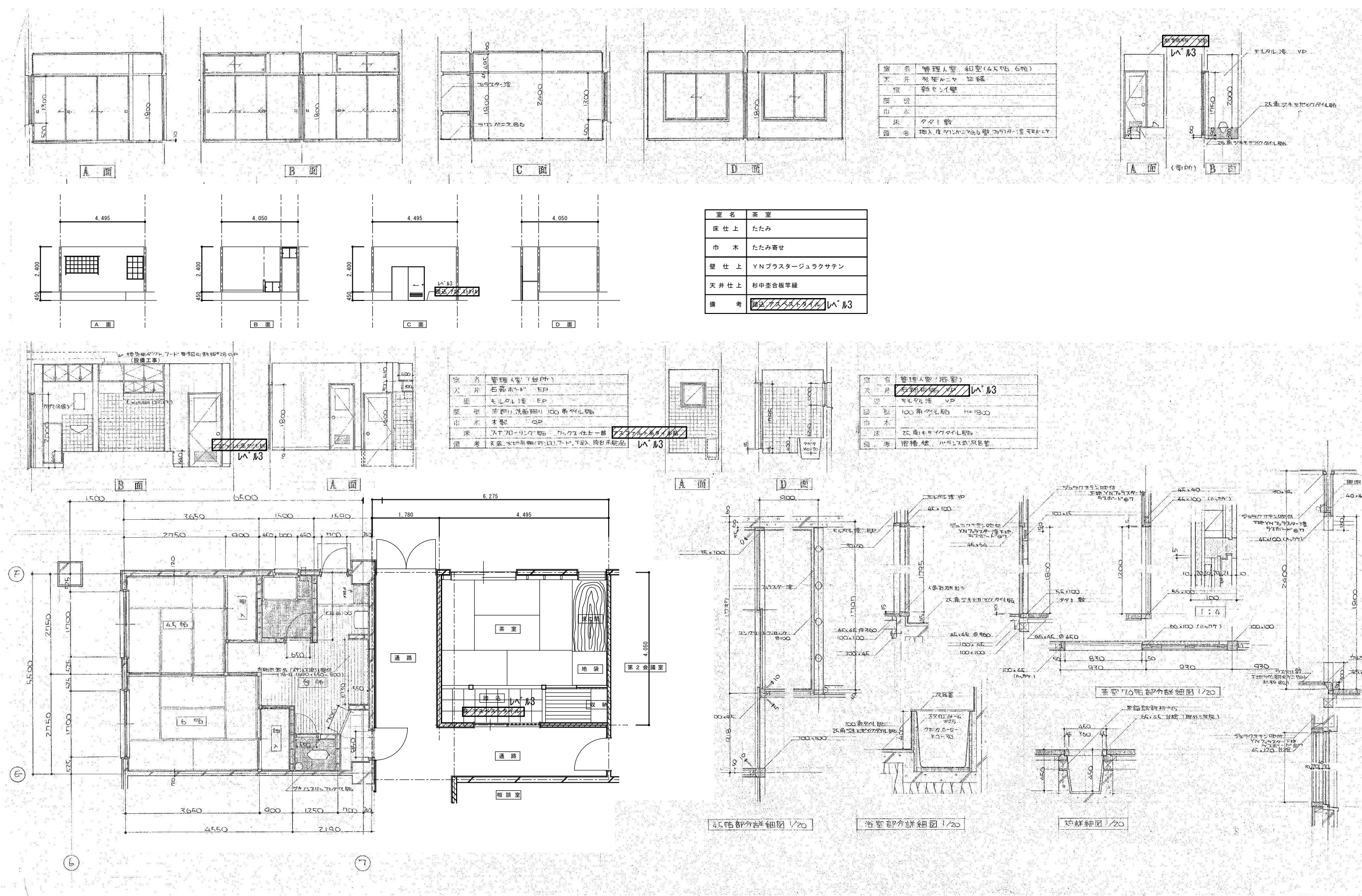
					株式会社 佐伯建築設計事務所 一級建築士事務所 知事登録 第1-30135号 管理建築士 原田 享 一級建築士 大臣登録 第278441号	設 計 者			作 成 日		工事名称 旧稲葉地区公民館解体撤去工事	種別 A
						管理技術者	主任技術者	担当技術者	令和 年 月 日			
									縮尺 A1版 1/100 A3版 1/200	図面名称 立面図		
										通し番号 11		



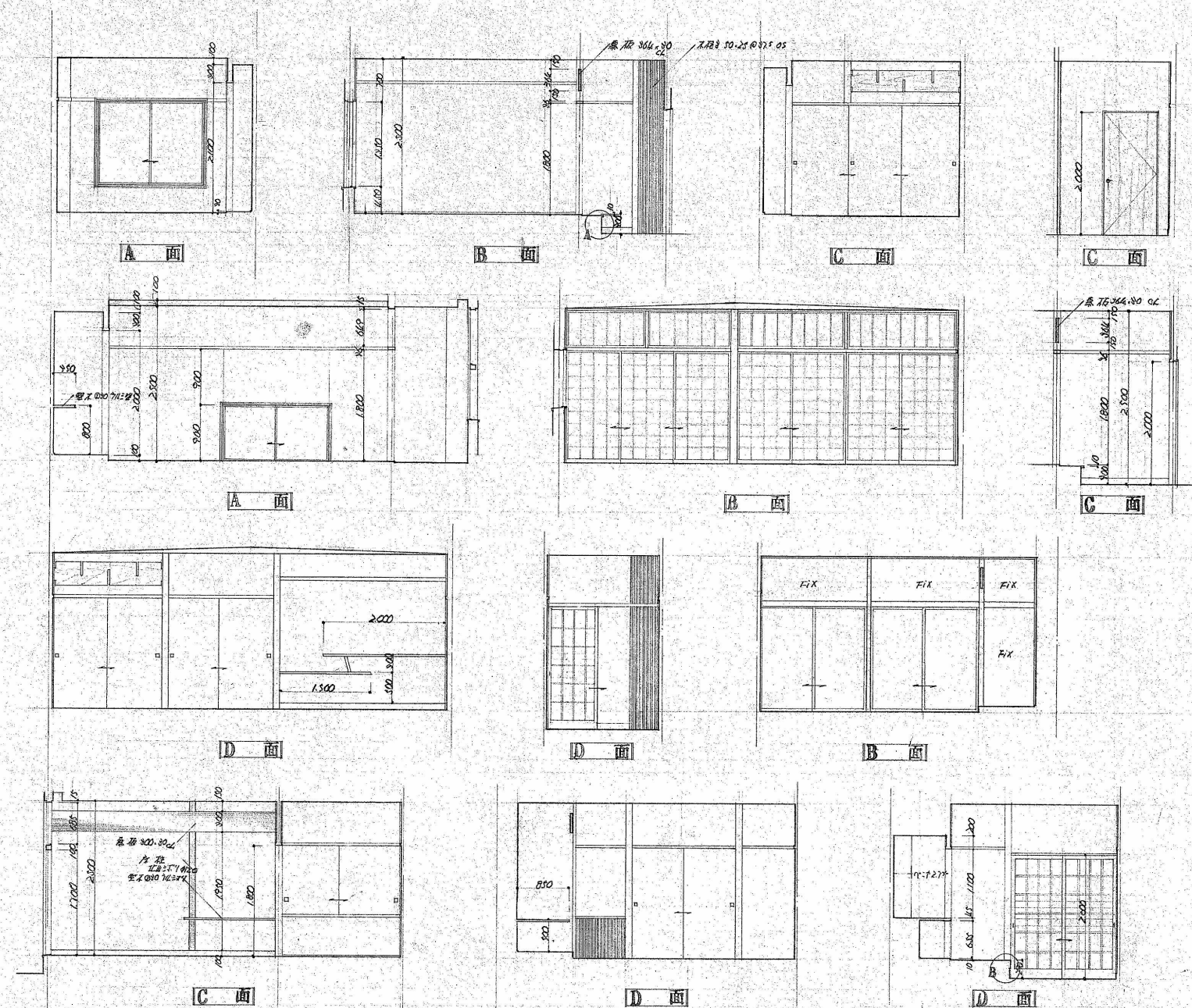
本館 館計詳細図 4/10

- -			- -				株式会社 佐伯建築設計事務所			設 計 者			作 成 日		工事名称		種別
- -			- -				一級建築士事務所 知事登録 第1-30135号			管理技術者 主任技術者 担当技術者			令和 年 月 日		旧稲葉地区公民館解体撤去工事		
- -			- -				管理建築士 原田 享						縮尺		図面名称		通し番号
- -			- -				一級建築士 大臣登録 第278441号						A1版 1/30 A3版 1/60		本館設計図		
13																	

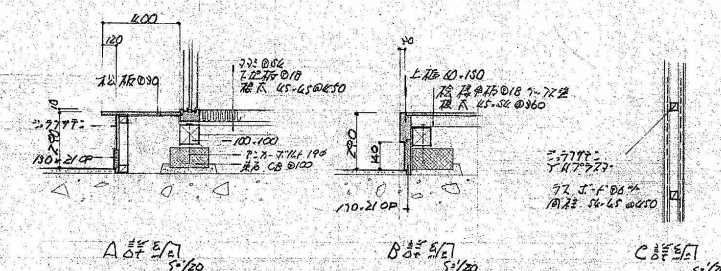


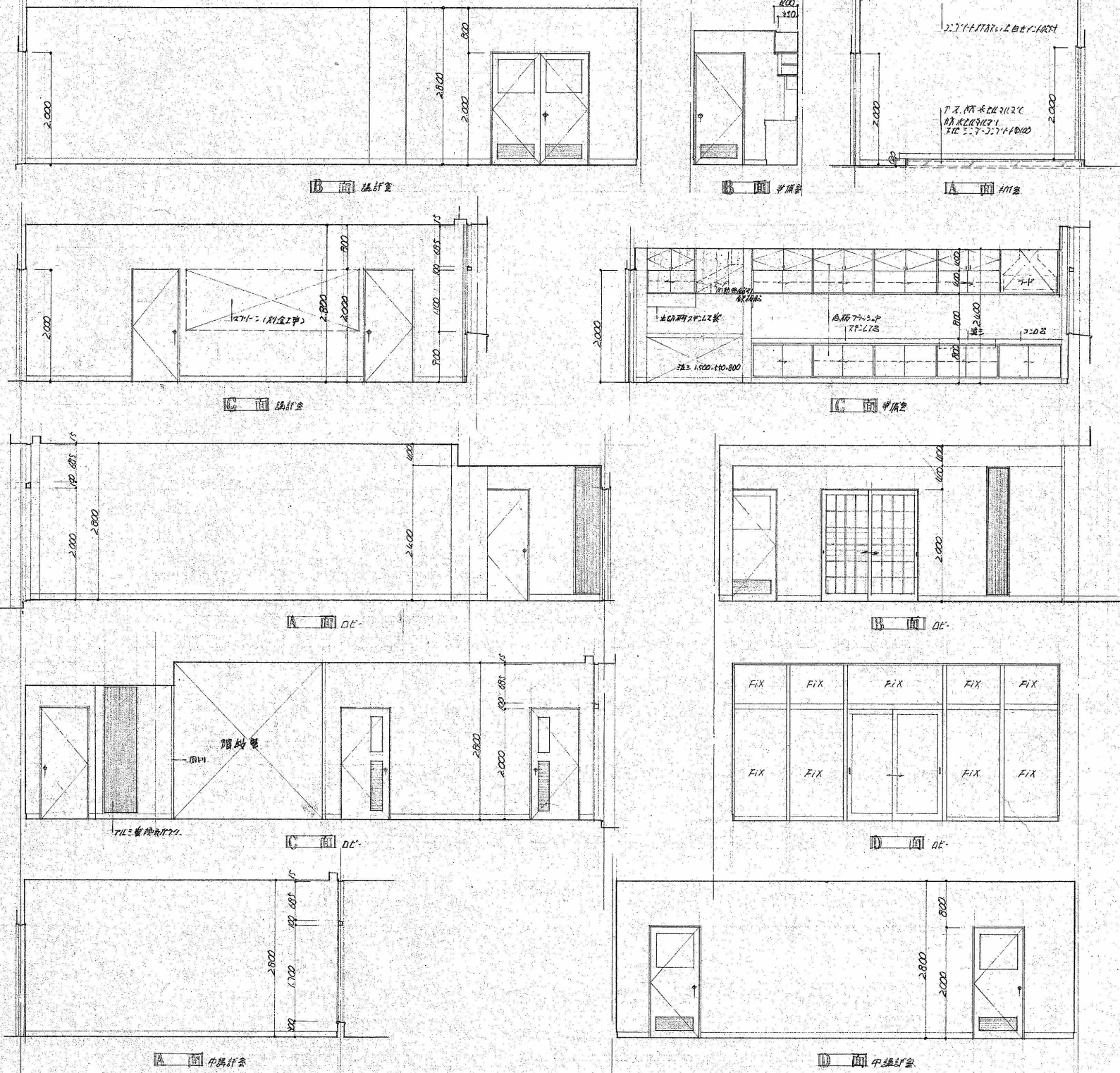
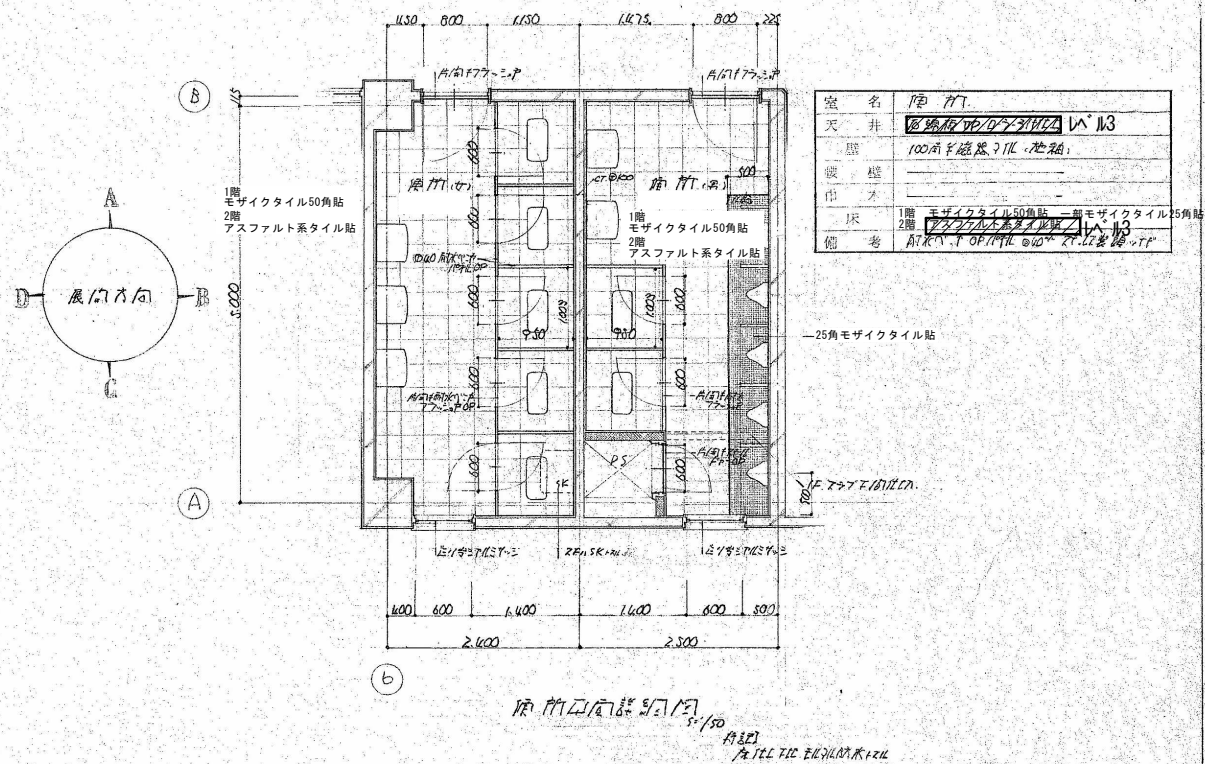
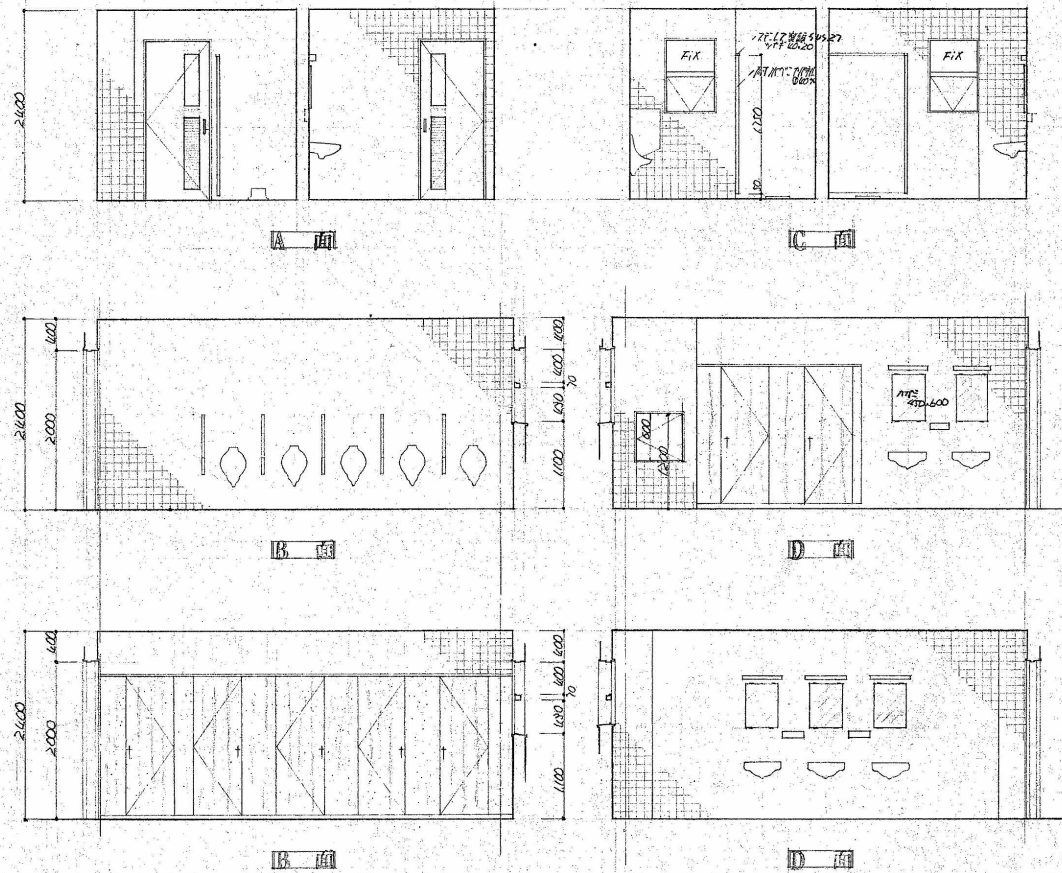


和室・茶室平面詳細図 S=1/50



室 8	28 11
入 井	杉中圭合板張 数目地
壁	YNプラスタージュラクサテン
障	—
ア 不	不装 #100 op
タ	クタクタスライル ハル3
南 廊	

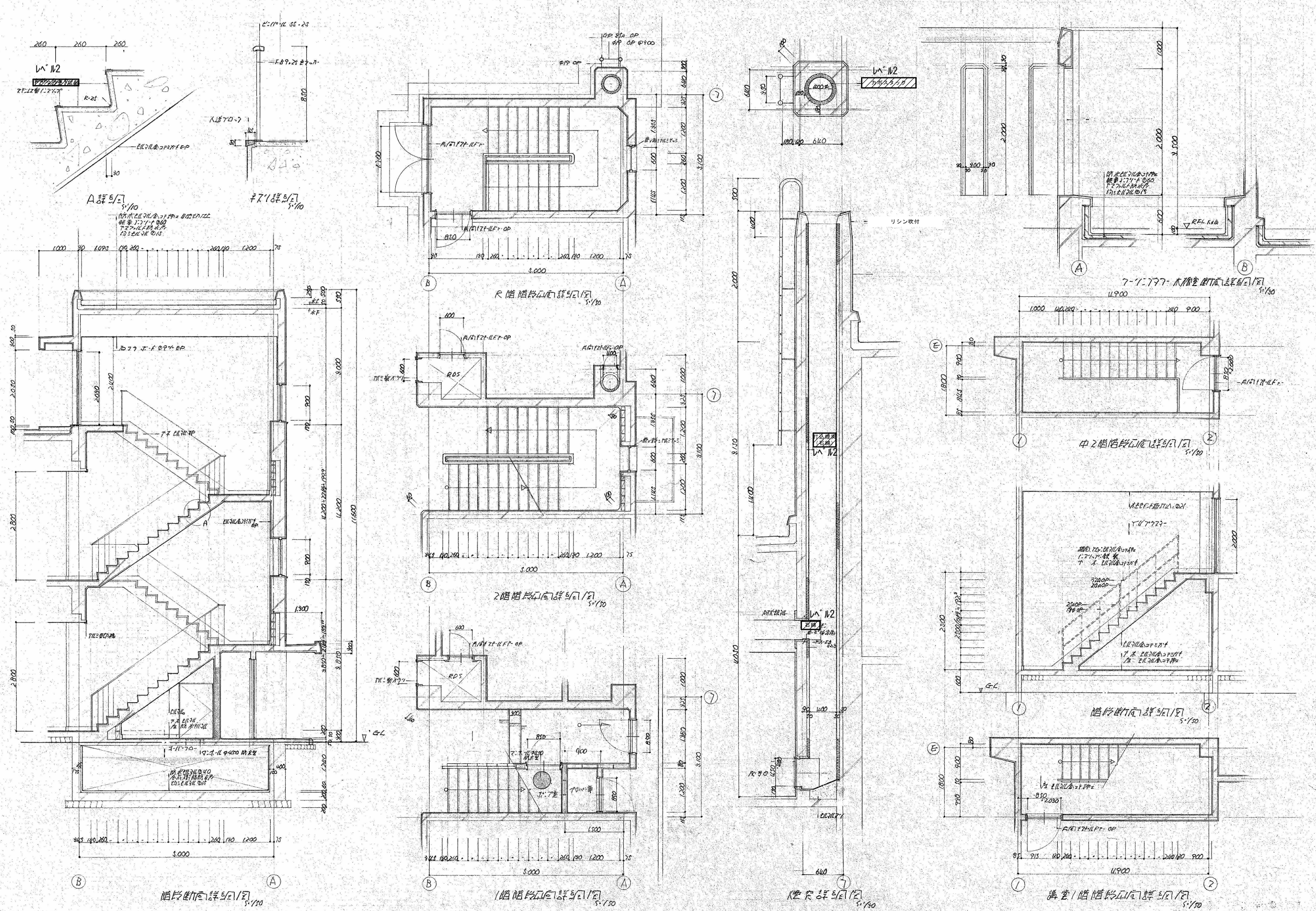


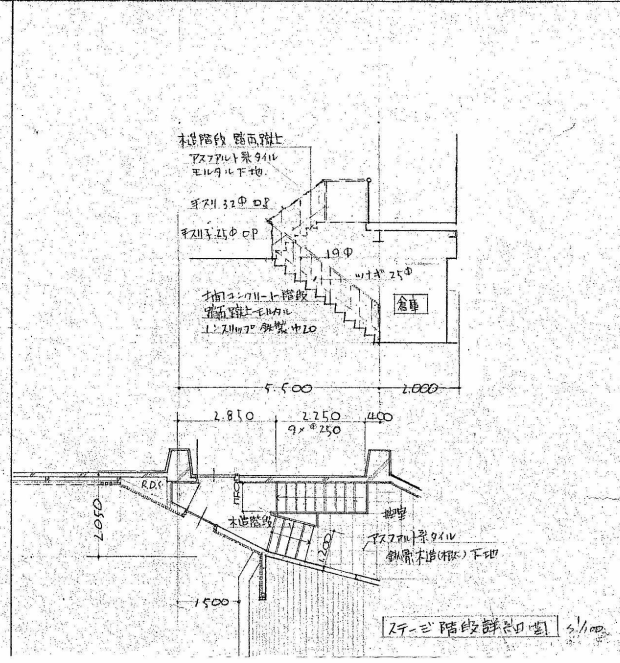
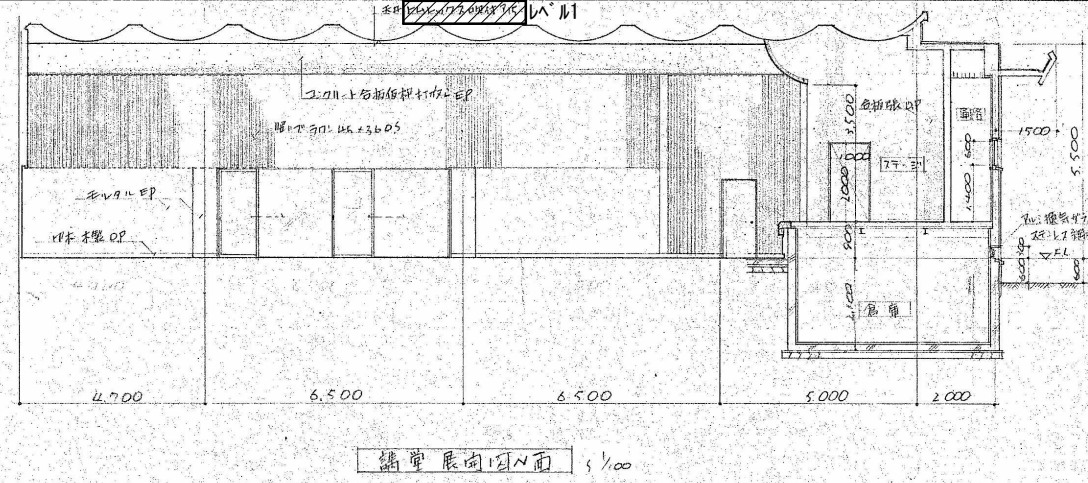
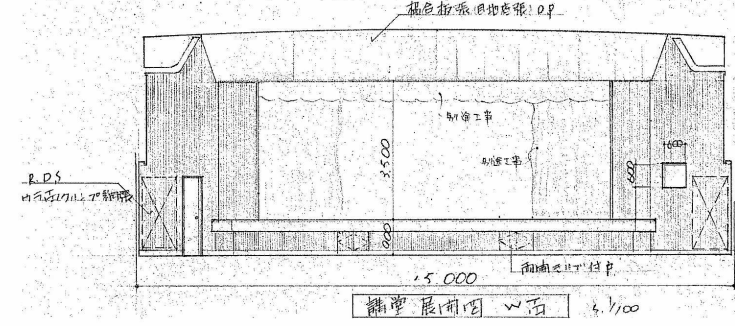
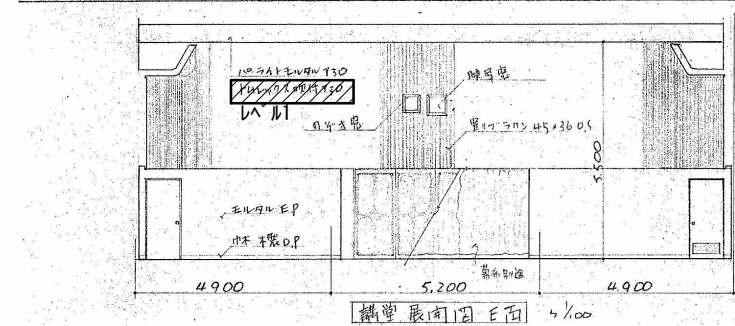
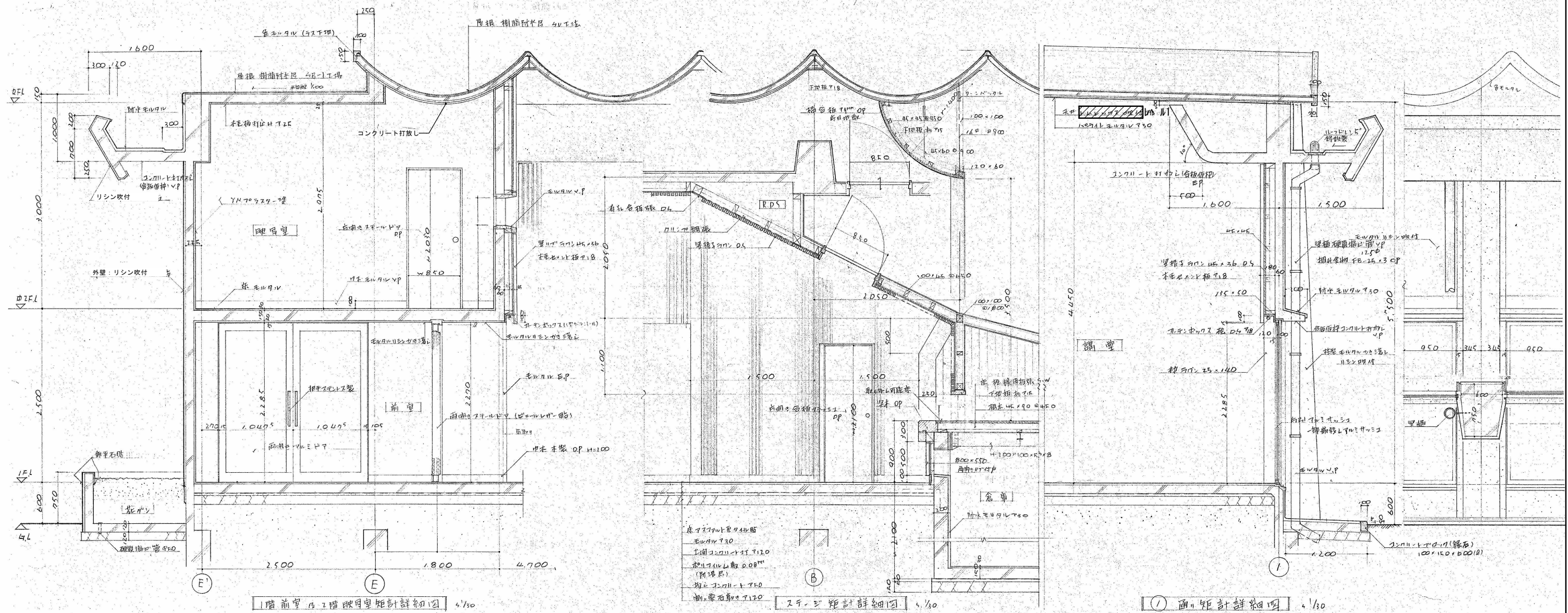


室名	中継室 A
天井	100mm厚断熱ウレタフォーム
壁	100mm厚断熱ウレタフォーム
床	1階 モザイクタイル50角貼 2階 モザイクタイル50角貼
備考	1階 モザイクタイル50角貼 2階 モザイクタイル50角貼

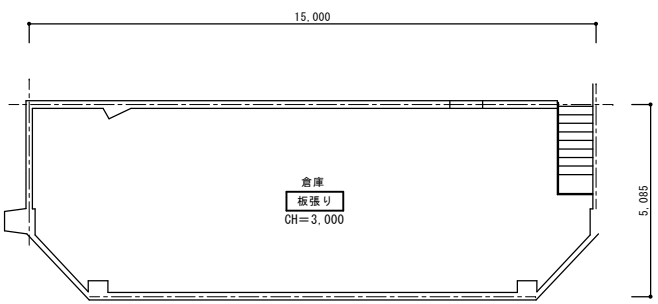
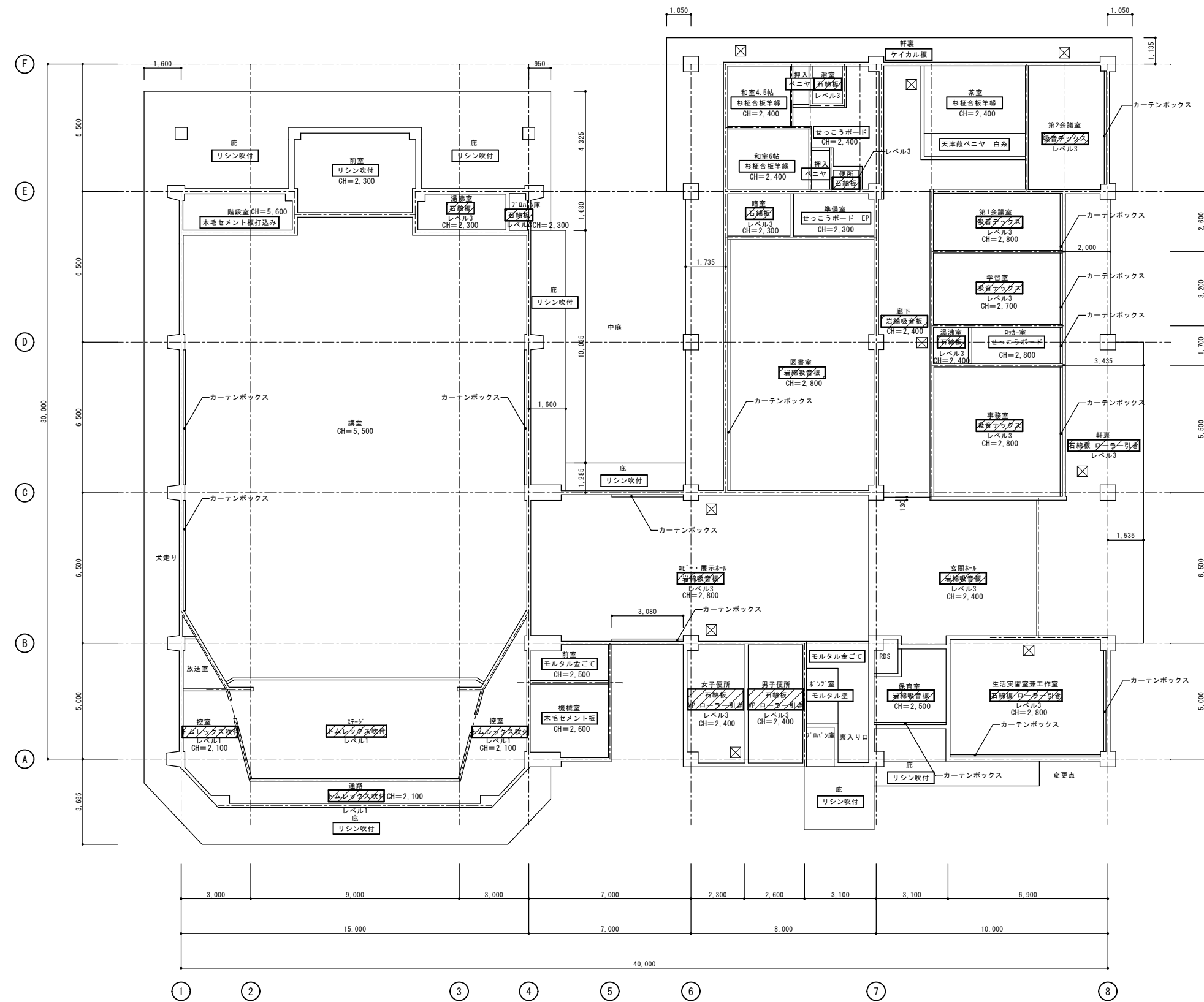
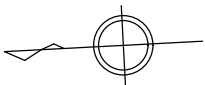
室名	中継室 B
天井	100mm厚断熱ウレタフォーム
壁	100mm厚断熱ウレタフォーム
床	1階 モザイクタイル50角貼 2階 モザイクタイル50角貼
備考	1階 モザイクタイル50角貼 2階 モザイクタイル50角貼

室名	中継室 C
天井	100mm厚断熱ウレタフォーム
壁	100mm厚断熱ウレタフォーム
床	1階 モザイクタイル50角貼 2階 モザイクタイル50角貼
備考	1階 モザイクタイル50角貼 2階 モザイクタイル50角貼

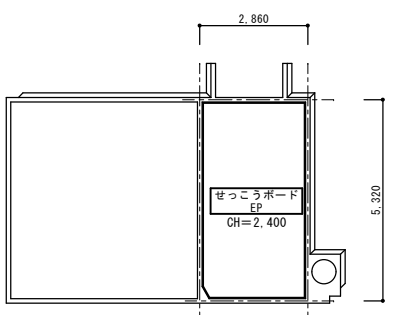




--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



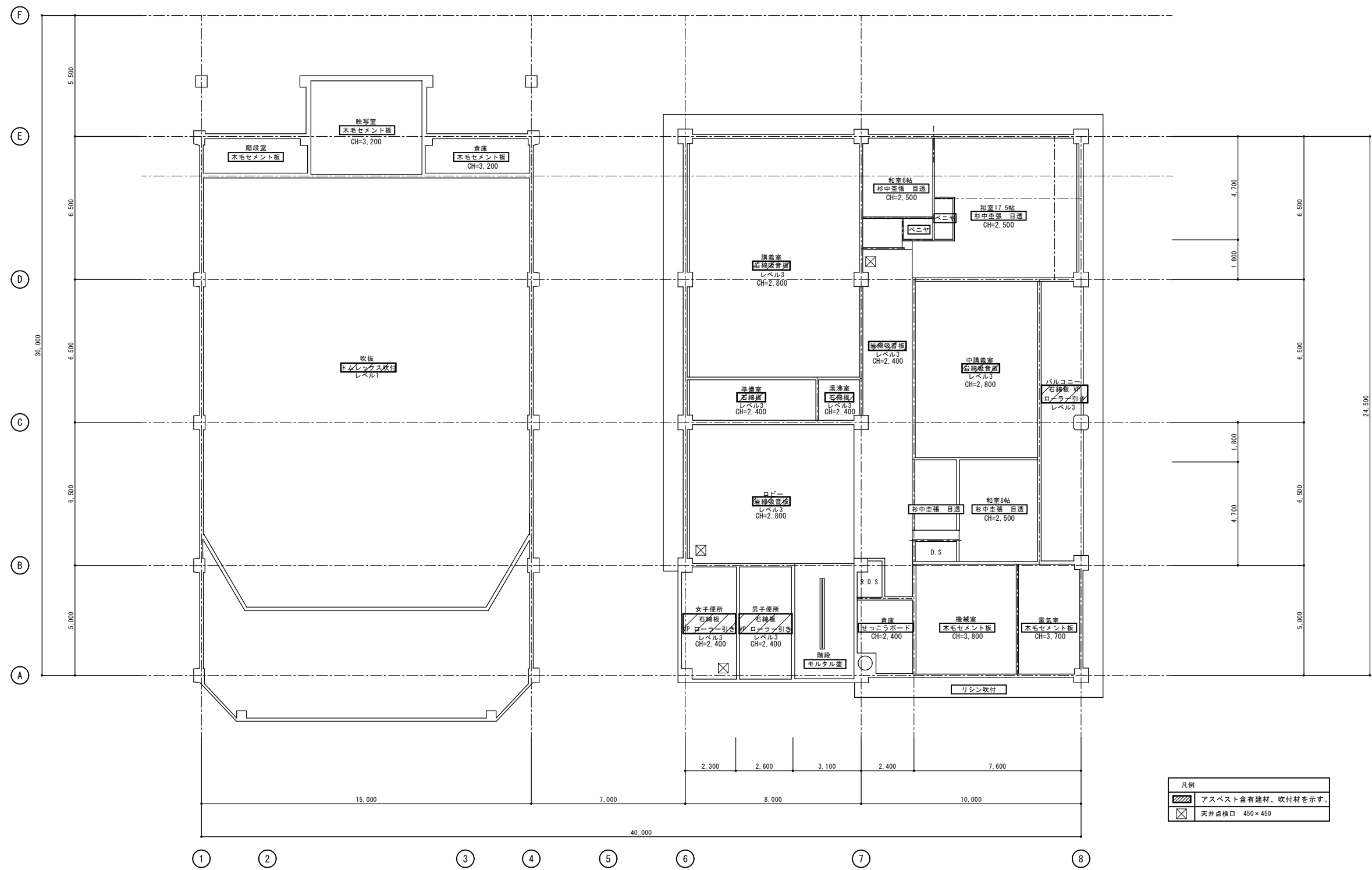
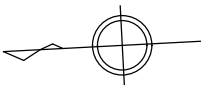
地階天井伏図 S=1/100



R階天井伏図 S=1/100

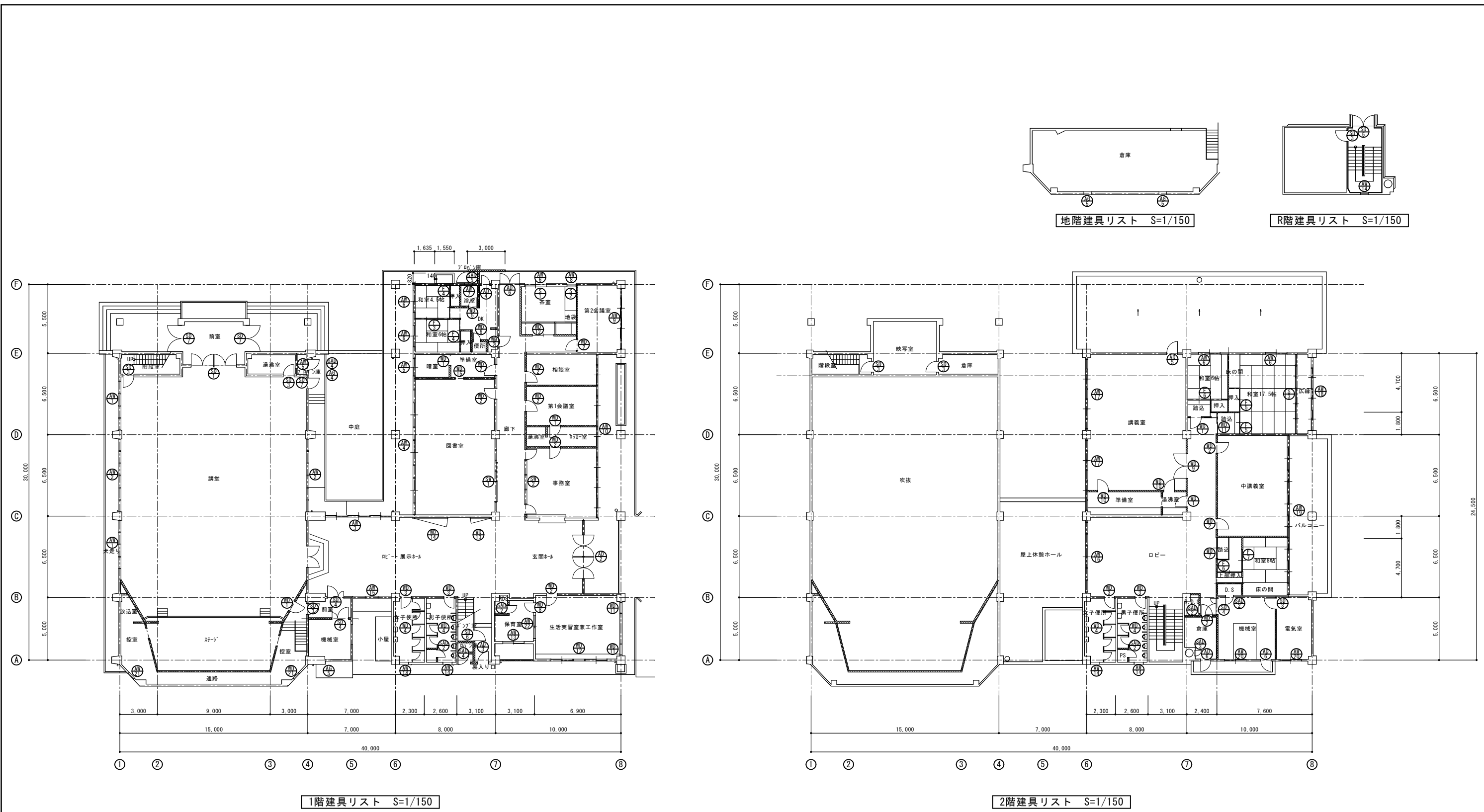
凡例	
	アスベスト含有建材、吹付材を示す。
	天井点検口 450×450

1階天井伏図 S=1/100

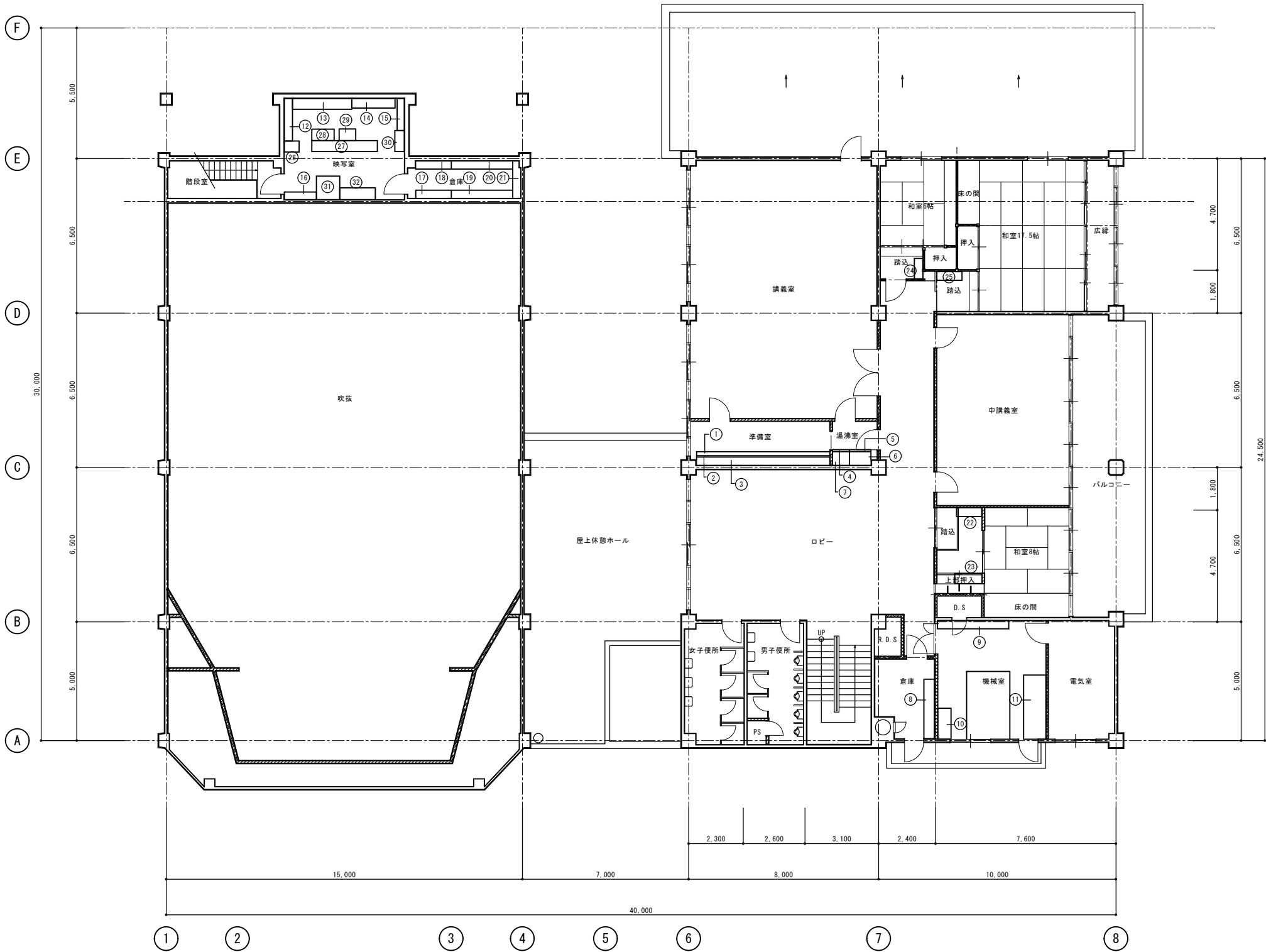


2階天井伏図 S=1/100

				株式会社 佐伯建築設計事務所				設 計 者			作 成 日		工事名称		種別
				一級建築士事務所 知事登録 第1-30135号 管理建築士 原田 享 一級建築士 大臣登録 第278441号				管理技術者	主任技術者	担当技術者	令和 年 月 日	旧稲葉地区公民館解体撤去工事			
											縮尺	A1版 1/100 A3版 1/200	図面名称		通し番号
													2階天井伏図		21



					株式会社 佐伯建築設計事務所 一級建築士事務所 知事登録 第1-30135号 管理建築士 原田 享 一級建築士 大臣登録 第278441号	設 計 者			作 成 日		工事名称 旧稲築地区公民館解体撤去工事 図面名称 建具リスト	種別 A 通し番号 22
						管理技術者	主任技術者	担当技術者	令和 年 月 日			
									A1版 1/150			
									縮尺 A3版 1/300			



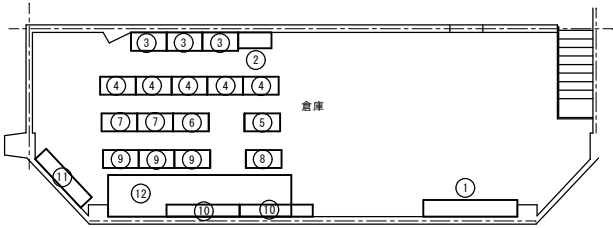
2階家具図 S=1/100

□2階家具リスト

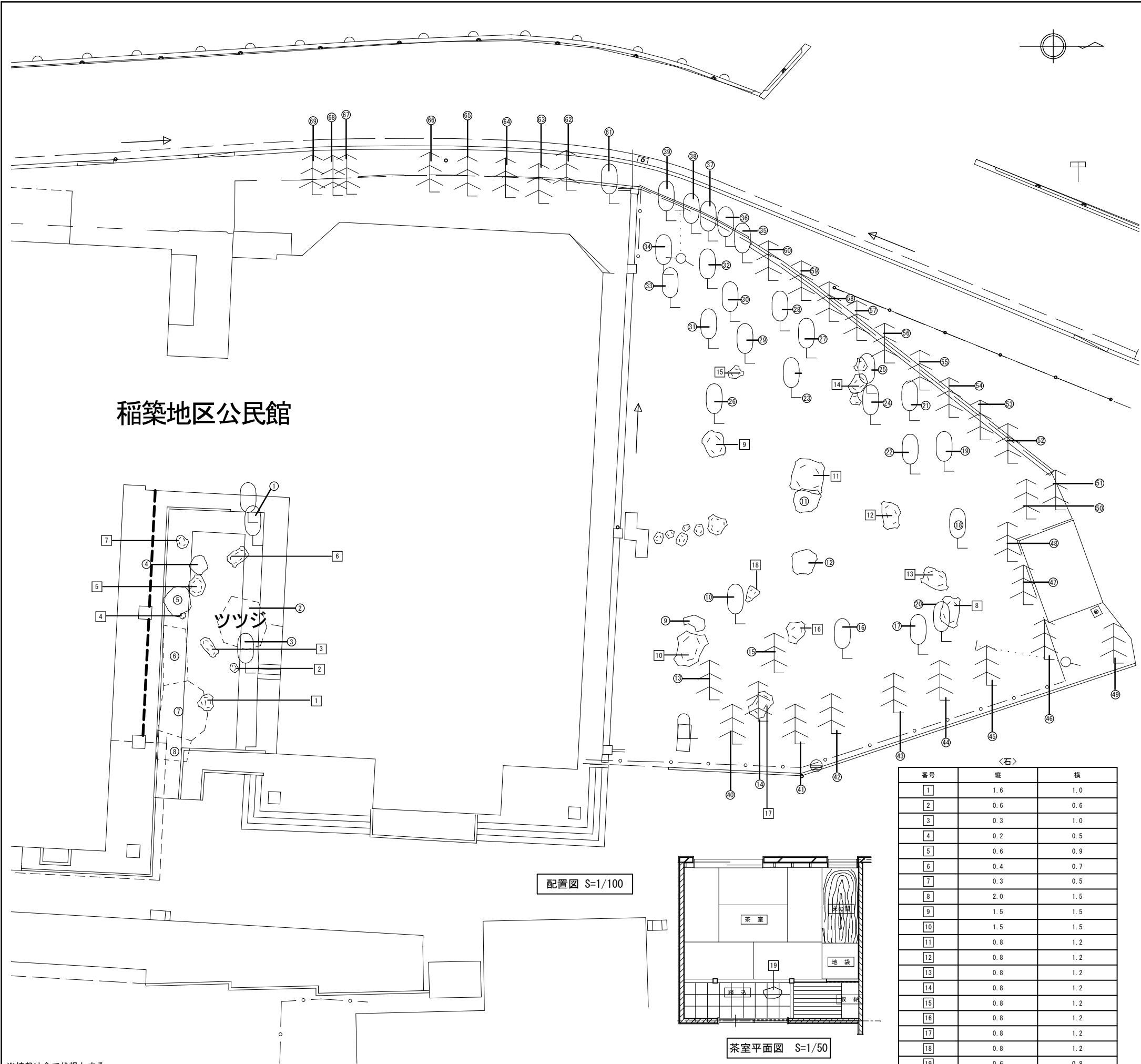
番号	種 類	幅	奥 行	高 さ	備 考
①	流し台	5,600	570	800	
②	吊戸棚 (木製)	5,600	395	390	
③	吊戸棚 (木製)	5,600	340	390	
④	ガス台	700	675	650	
⑤	流し台	900	675	800	
⑥	吊戸棚 (木製)	900	650	780	
⑦	レンジフード (木製)	700	675	780	
⑧	棚 (木製)	2,500	440	1,500	ステンレスパイプ L=2,400 φ30
⑨	棚 (木製)	3,000	350	800	
⑩	棚 (木製)	1,300	560	1,900	
⑪	棚 (木製)	2,700	940	2,260	
⑫	本棚 (木製)	1,790	340	1,700	
⑬	本棚 (木製)	2,500	450	1,430	
⑭	本棚 (木製)	1,820	400	920	
⑮	本棚 (木製)	1,350	300	2,500	
⑯	本棚 (木製)	1,350	320	2,500	
⑰	本棚 (木製)	1,500	1,700	335	
⑱	本棚 (木製)	1,500	1,700	335	
⑲	本棚 (木製)	2,585	350	2,000	
⑳	本棚 (木製)	2,585	350	2,000	
㉑	本棚 (木製)	1,560	350	2,000	
㉒	靴箱 (木製)	1,060	370	900	H=900+脚部 (100) = 1,000
㉓	棚 (木製)	1,150	430	520	
㉔	靴箱 (木製)	860	360	1,020	
㉕	靴箱 (木製)	1,060	370	900	
㉖	棚 (スチール製)	460	620	1,070	
㉗	棚 (スチール製)	2,760	460	2,420	
㉘	棚 (スチール製)	940	480	2,170	
㉙	図面立て	700	490	680	
㉚	棚 (スチール製)	880	400	1,820	FL3 450×800×2枚
㉛	図面棚 (スチール製)	980	990	920	
㉜	棚 (スチール製)	1,500	500	1,800	FL3 760×800×2枚

□地階家具リスト

番号	種 類	幅	奥 行	高 さ	備 考
①	本棚 (木製)	2,490	440	1,410	
②	棚 (スチール製)	880	420	880	
③	本棚 (スチール製)	945	485	2,170	×3個
④	本棚 (スチール製)	945	475	2,160	×5個
⑤	本棚 (スチール製)	945	460	2,440	
⑥	本棚 (スチール製)	945	460	2,440	
⑦	本棚 (スチール製)	945	460	2,440	×2個
⑧	本棚 (スチール製)	945	460	2,440	
⑨	本棚 (スチール製)	945	460	2,440	×3個
⑩	本棚 (木製)	1,935	315	1,370	×2個
⑪	棚 (スチール製)	1,760	400	1,850	FL3 890×800×2枚
⑫	吊り下げ棚 (木製)	4,850	1,100	930	

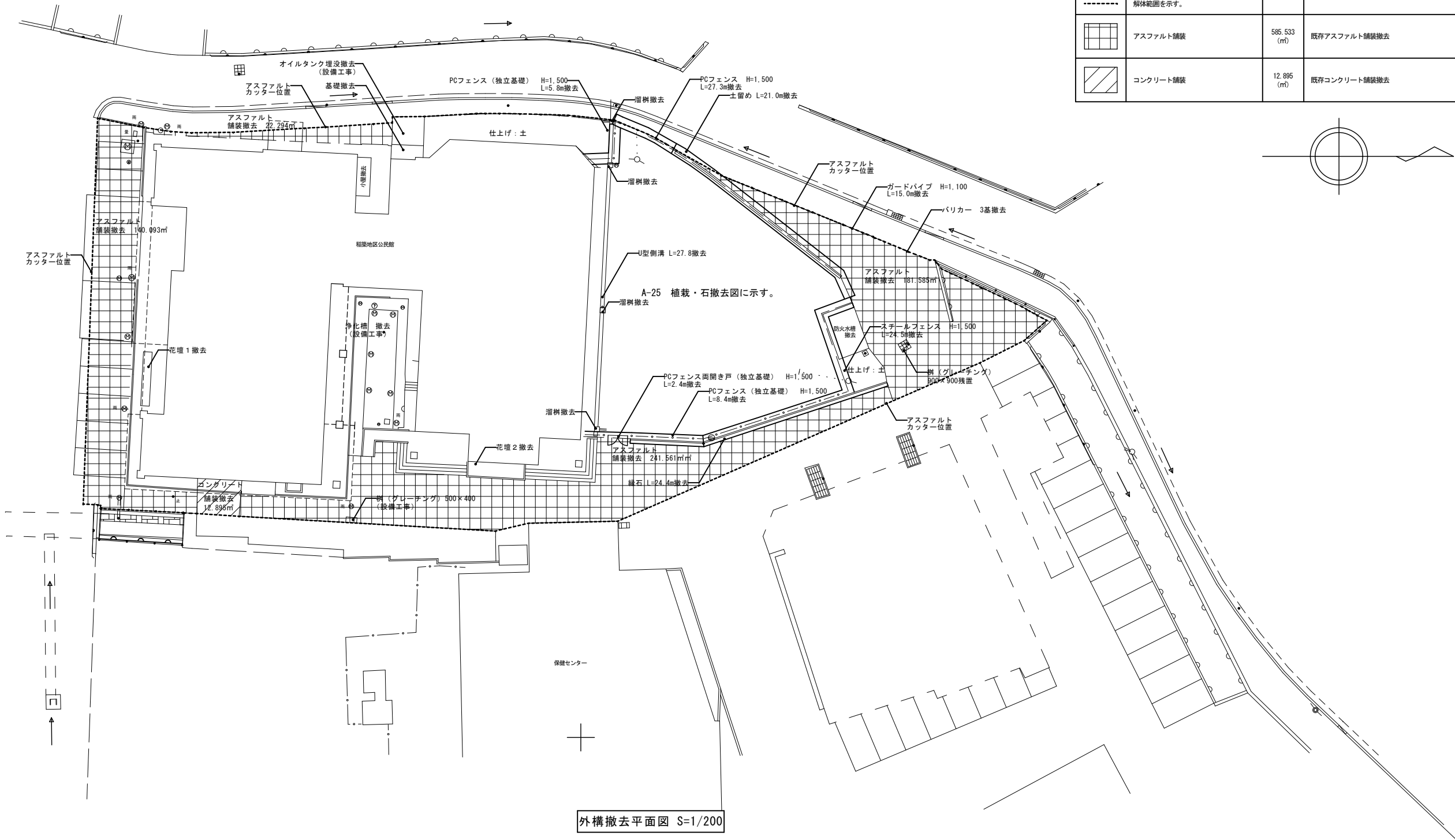


地階家具図 S=1/100



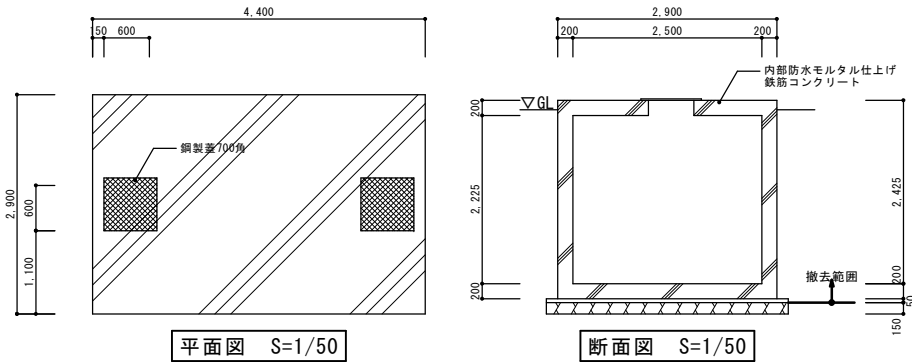
番号	太さ	高さ	葉張り	樹種
①	0.18	2.5	1.2	サザンカ
②		2.8	1.8	ヒラドツツジ
③	0.35	3.0	2.0	サザンカ
④		0.5	株立ち	センリョウ
⑤		1.5	1.5	ハマヒサカキ
⑥		1.8	1.5	ハマヒサカキ
⑦		2.5	1.8	ヒラドツツジ
⑧		2		ヨセヒエ
⑨	0.4~0.6			ツツジ
⑩				ツツジ
⑪	0.45	2.5	2.0	ウメ
⑫				ツゲ
⑬	0.45	3.5	1.5	マツ
⑭	0.4	3.0	2.0	マツ
⑮	0.45	3.0	1.5	マツ
⑯				ウメ
⑰	0.3	2.0	1.2	ウメ
⑱	0.3	3.5	2.5	ウメ
⑲		3.0	2.5	サザンカ
⑳		1.0	1.5	サツキ
㉑	0.5	2.5	4.0	ウメ
㉒		2.5	1.8	サザンカ
㉓	0.5	3.5	2.5	ウメ
㉔	0.25	2.5	1.5	サザンカ
㉕	0.4	3.0	2.0	サザンカ
㉖	0.15	2.5	1.8	ウメ
㉗		2.5	1.5	サザンカ
㉘		2.5	1.5	サザンカ
㉙	0.18~0.25	2.5	1.8~2.5	ウメ
㉚	0.18~0.25	2.5	1.8~2.5	ウメ
㉛	0.18~0.25	2.5	1.8~2.5	ウメ
㉜	0.18~0.25	2.5	1.8~2.5	ウメ
㉝	0.18~0.25	2.5	1.8~2.5	ウメ
㉞		2.5	1.8	ロウバイ
㉟		3.0	1.8	サンゴジュ
㊱		2.5	1.2	サンゴジュ
㊲		2.5	1.2	サンゴジュ
㊳		2.5	1.2	サンゴジュ
㊴		2.5	1.8	サンゴジュ
㊵		2.5	1.8	カイヅカ
㊶		2.5	1.8	カイヅカ
㊷		2.5	1.8	カイヅカ
㊸		2.5	1.8	カイヅカ
㊹		2.5	1.8	カイヅカ
㊺		2.5	1.8	カイヅカ
㊻		2.5	1.8	カイヅカ
㊼		4.5	2.0	カイヅカ
㊽		4.5	2.0	カイヅカ
㊾		4.5	2.0	カイヅカ
㊿		4.5	2.0	カイヅカ
1		2.5	1.5	カイヅカ
2		2.5	1.5	カイヅカ
3		2.5	1.5	カイヅカ
4		2.5	1.5	カイヅカ
5		2.5	1.5	カイヅカ
6		3.0	2.5	カイヅカ
7		2.5~3.5	1.8~2.5	カイヅカ
8		2.5~3.5	1.8~2.5	カイヅカ
9		2.5~3.5	1.8~2.5	カイヅカ
10		2.5~3.5	1.8~2.5	カイヅカ
11		2.5~3.5	1.8~2.5	カイヅカ
12		2.5~3.5	1.8~2.5	カイヅカ
13		2.5~3.5	1.8~2.5	カイヅカ
14		2.5~3.5	1.8~2.5	カイヅカ
15		2.5~3.5	1.8~2.5	カイヅカ
16		2.5~3.5	1.8~2.5	カイヅカ
17		2.5~3.5	1.8~2.5	カイヅカ
18		2.5~3.5	1.8~2.5	カイヅカ
19		2.5~3.5	1.8~2.5	カイヅカ
20		2.5~3.5	1.8~2.5	カイヅカ
21		2.5~3.5	1.8~2.5	カイヅカ
22		2.5~3.5	1.8~2.5	カイヅカ
23		2.5~3.5	1.8~2.5	カイヅカ
24		2.5~3.5	1.8~2.5	カイヅカ
25		2.5~3.5	1.8~2.5	カイヅカ
26		2.5~3.5	1.8~2.5	カイヅカ
27		2.5~3.5	1.8~2.5	カイヅカ
28		2.5~3.5	1.8~2.5	カイヅカ
29		2.5~3.5	1.8~2.5	カイヅカ
30		2.5~3.5	1.8~2.5	カイヅカ
31	0.6	4.5	2.5	クロガネモチ
32	0.5	4.5	1.5	ヒマヤシード
33		2.5	1.8	カイヅカ
34		2.5	1.8	カイヅカ
35		2.5	1.8	カイヅカ
36		2.5	1.8	カイヅカ
37		4.0	1.5	エレガンテシマ
38		4.0	1.5	エレガンテシマ
39		4.0	1.5	エレガンテシマ

凡 例			
記 号	名 称	数 量	備 考
-----	解体範囲を示す。		
	アスファルト舗装	585.533 (㎡)	既存アスファルト舗装撤去
	コンクリート舗装	12.895 (㎡)	既存コンクリート舗装撤去

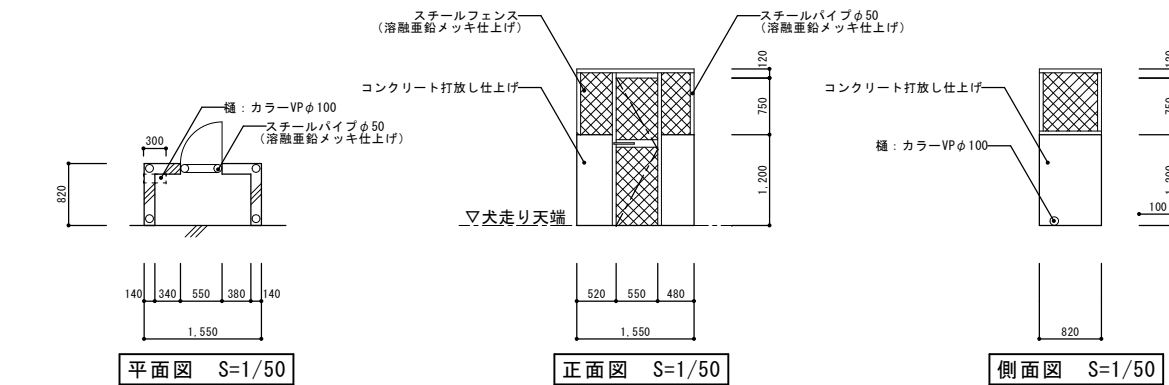


外構撤去平面図 S=1/200

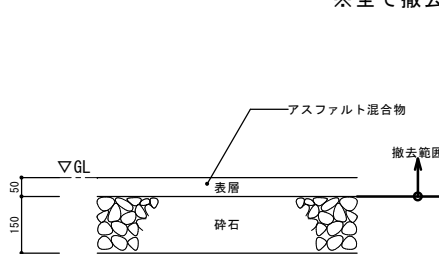
防火水槽詳細図 S=1/50 ※全て撤去



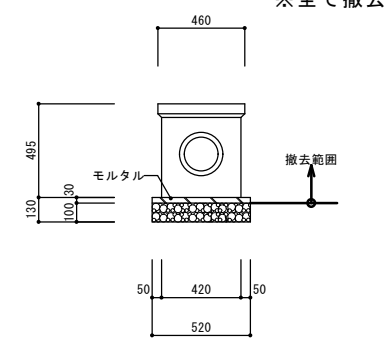
ポンペ庫詳細図 S=1/50 ※全て撤去



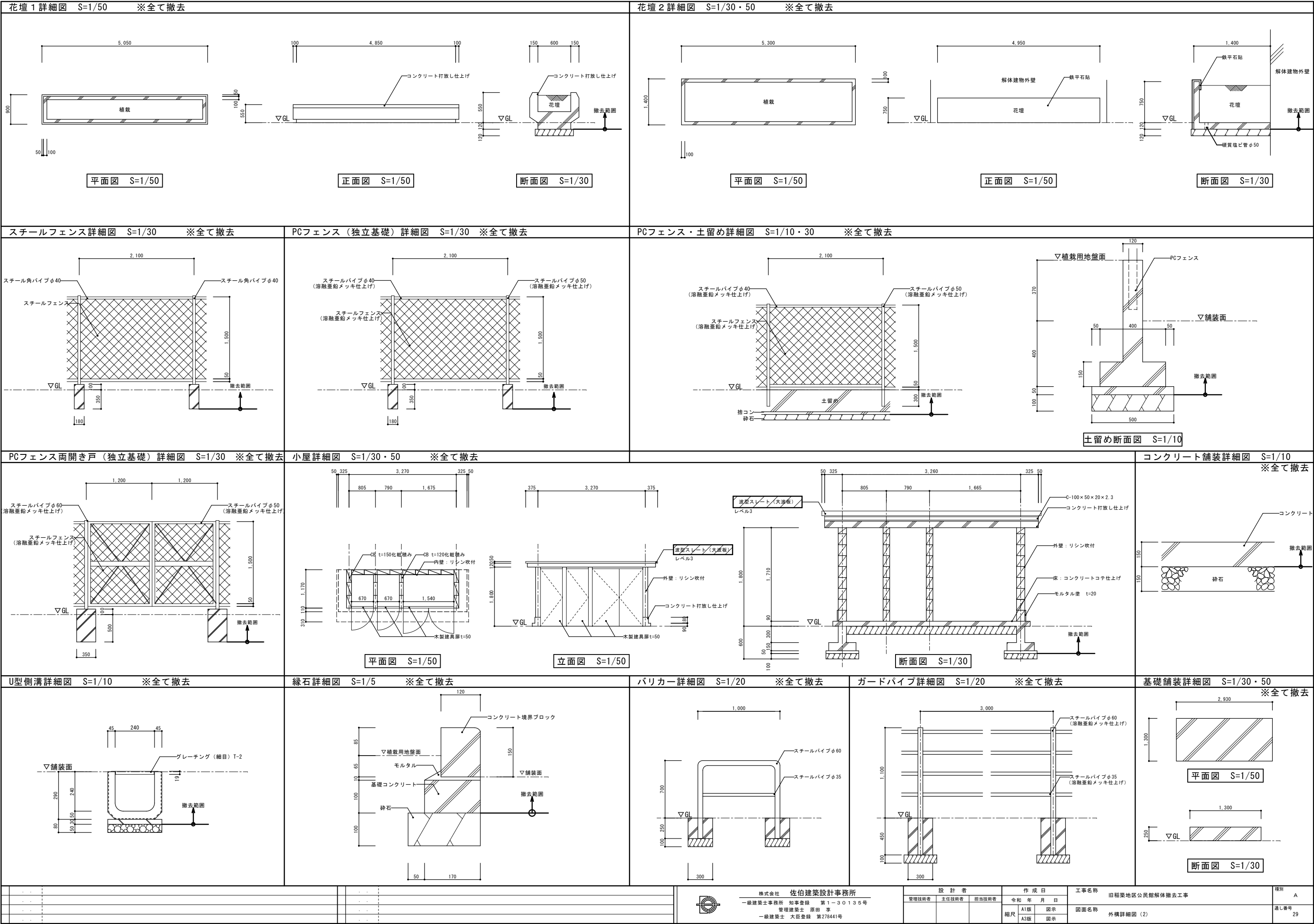
アスファルト舗装詳細図 S=1/10



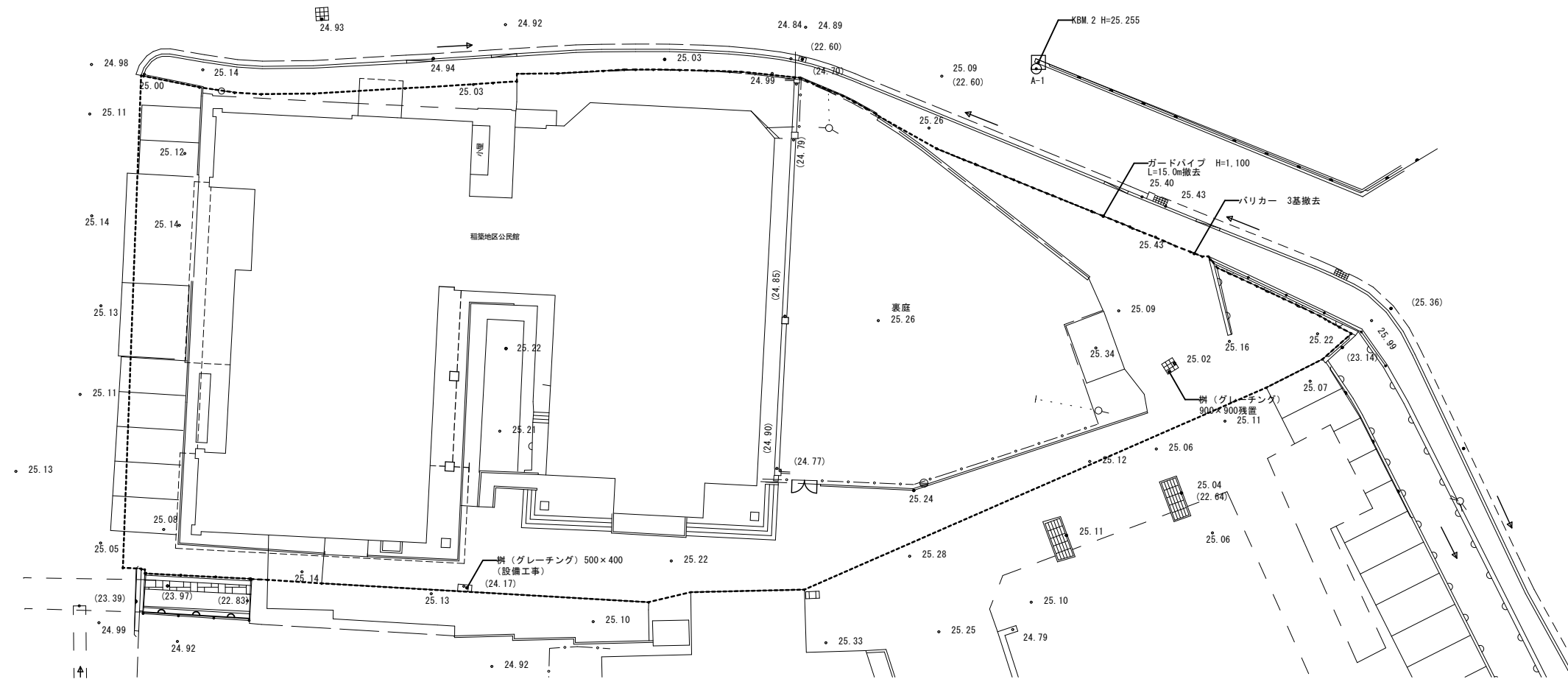
溜樹詳細図 S=1/20 ※全て撤去



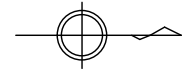
設計者	佐伯建築設計事務所	作成日	令和 年 月 日	工事名称	旧稲築地区公民館解体撤去工事	種別	A
管理技術者	一級建築士事務所 知事登録 第1-30135号	縮尺	A1版 1/10・20 A3版 1/400	図面名称	外構撤去平面図・外構詳細図 (1)	通し番号	28
主任技術者	管理建築士 原田 享						
担当技術者	一級建築士 大臣登録 第278441号						



現況図 S=1/200

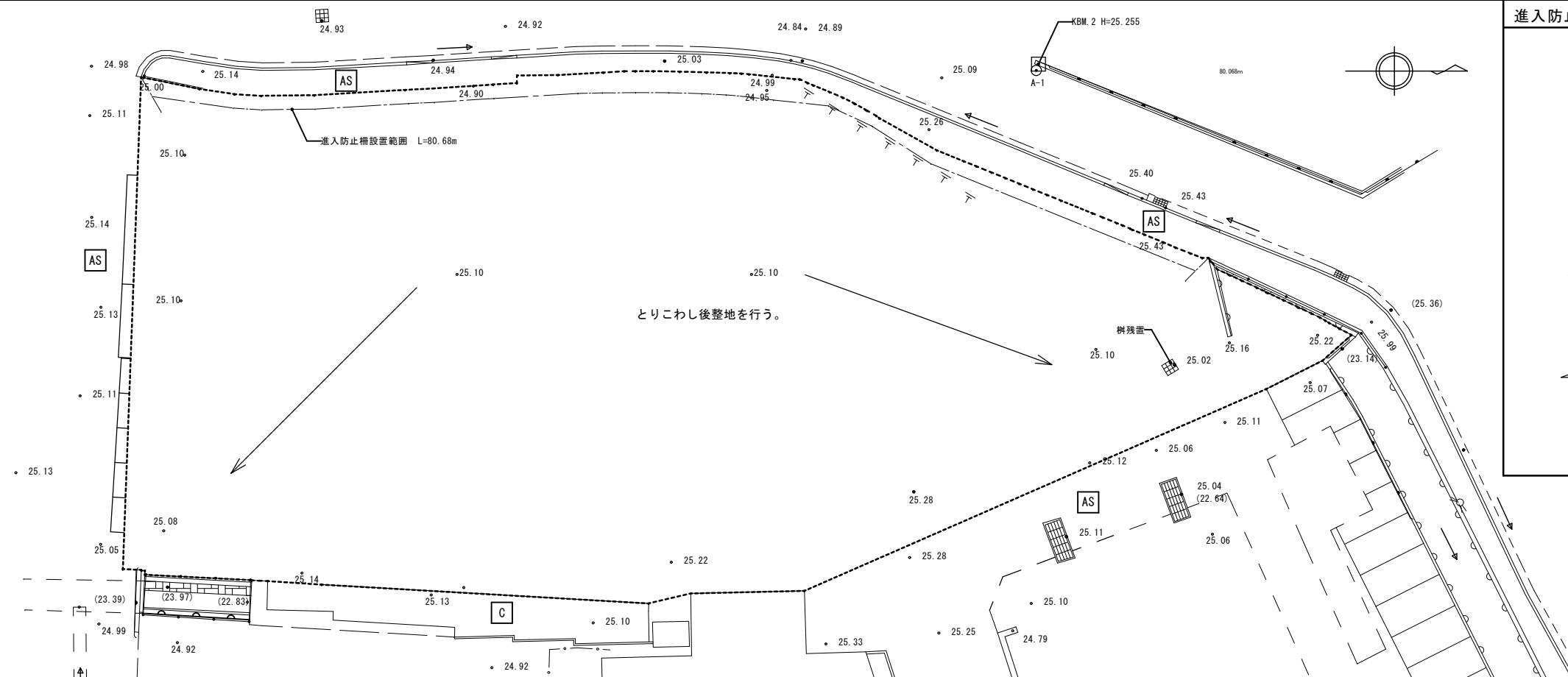


現況図 S=1/200



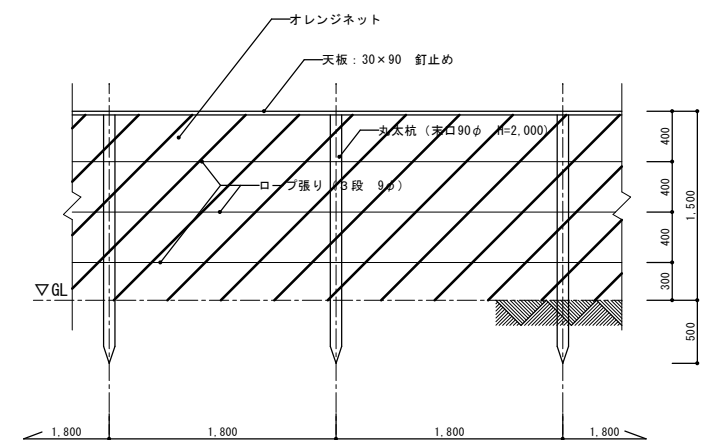
凡 例	
-----	解体範囲を示す。

撤去後敷地図 S=1/200



撤去後敷地図 S=1/200

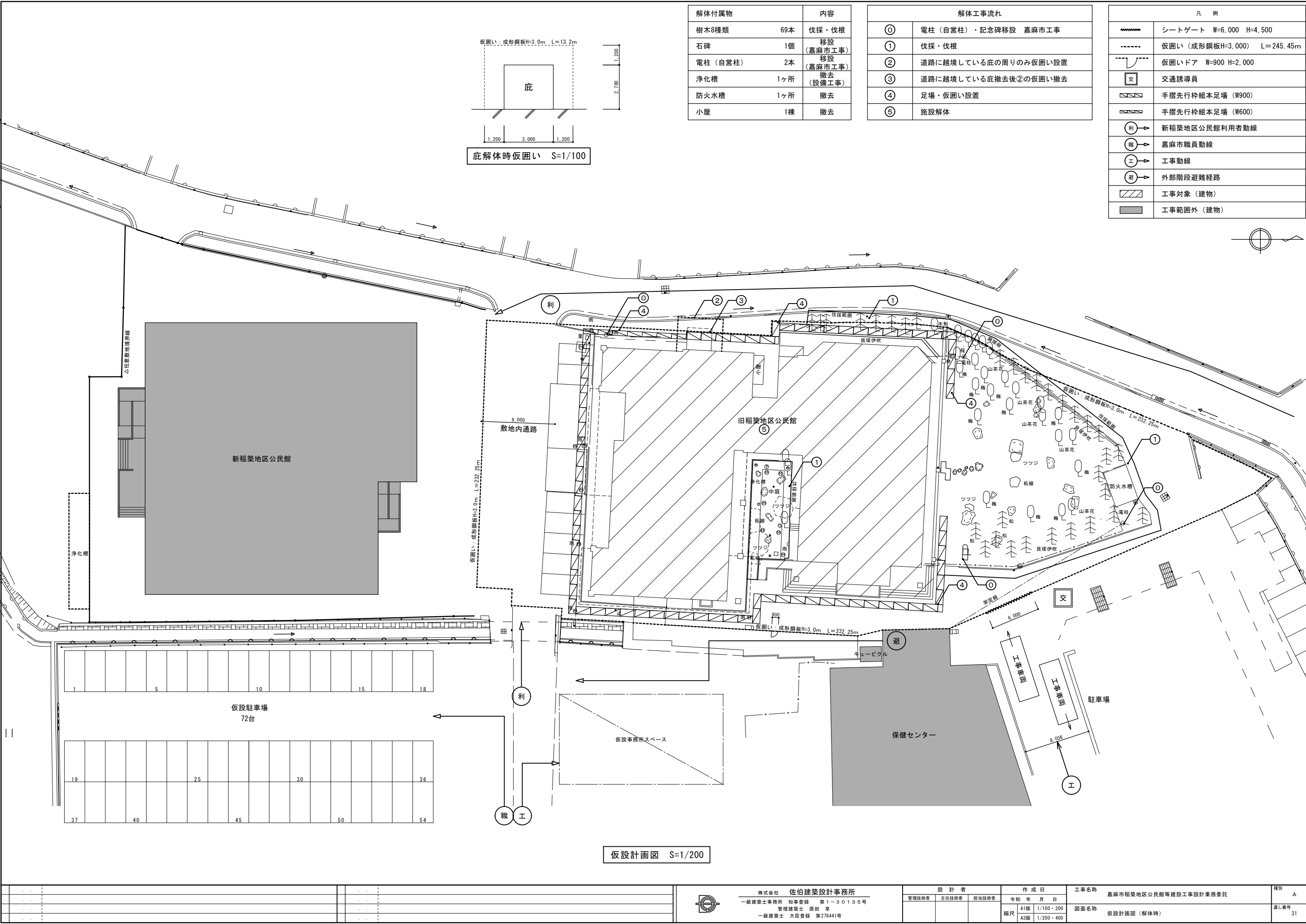
進入防止柵詳細図 S=1/30



凡 例	
——	仕上切替わり位置を示す。
— — — —	進入防止柵設置範囲を示す。
AS	既存AS仕上げを示す。
C	既存コンクリート仕上げを示す。

※整地後高さは図示している高さとする。

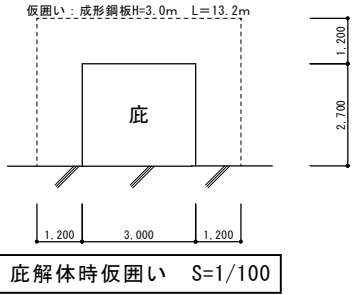
[illegible]



解体付属物	内容	
樹木8種類	69本	伐採・伐根
石碑	1個	移設 (嘉麻市工事)
電柱（自営柱）	2本	移設 (嘉麻市工事)
浄化槽	1ヶ所	撤去 (設備工事)
防火水槽	1ヶ所	撤去
小屋	1棟	撤去

解体工事流れ	
①	電柱（自営柱）・記念碑移設 嘉麻市工事
②	伐採・伐根
③	道路に越境している庇の周りのみ仮囲い設置
④	道路に越境している庇撤去後②の仮囲い撤去
⑤	足場・仮囲い設置
⑥	施設解体

凡 例	
	シートゲート W=6,000 H=4,500
	仮囲い（成形鋼板H=3,000） L=245.45m
	仮囲いドア W=900 H=2,000
	交通誘導員
	手摺先行枠組本足場（W900）
	手摺先行枠組本足場（W600）
	新稲築地区公民館利用者動線
	嘉麻市職員動線
	工事動線
	外部階段避難経路
	工事対象（建物）
	工事範囲外（建物）



仮設計画図 S=1/200

			株式会社 佐伯建築設計事務所			設 計 者			作 成 日		工事名称		種別	
			一級建築士事務所 知事登録 第1-30135号			管理技術者 主任技術者 担当技術者			令和 年 月 日		嘉麻市稲築地区公民館等建設工事設計業務委託		A	
			管理建築士 原田 享						縮尺		図面名称		通し番号	
			一級建築士 大臣登録 第278441号						A1版 1/100・200 A3版 1/200・400		仮設計図面（解体時）		31	